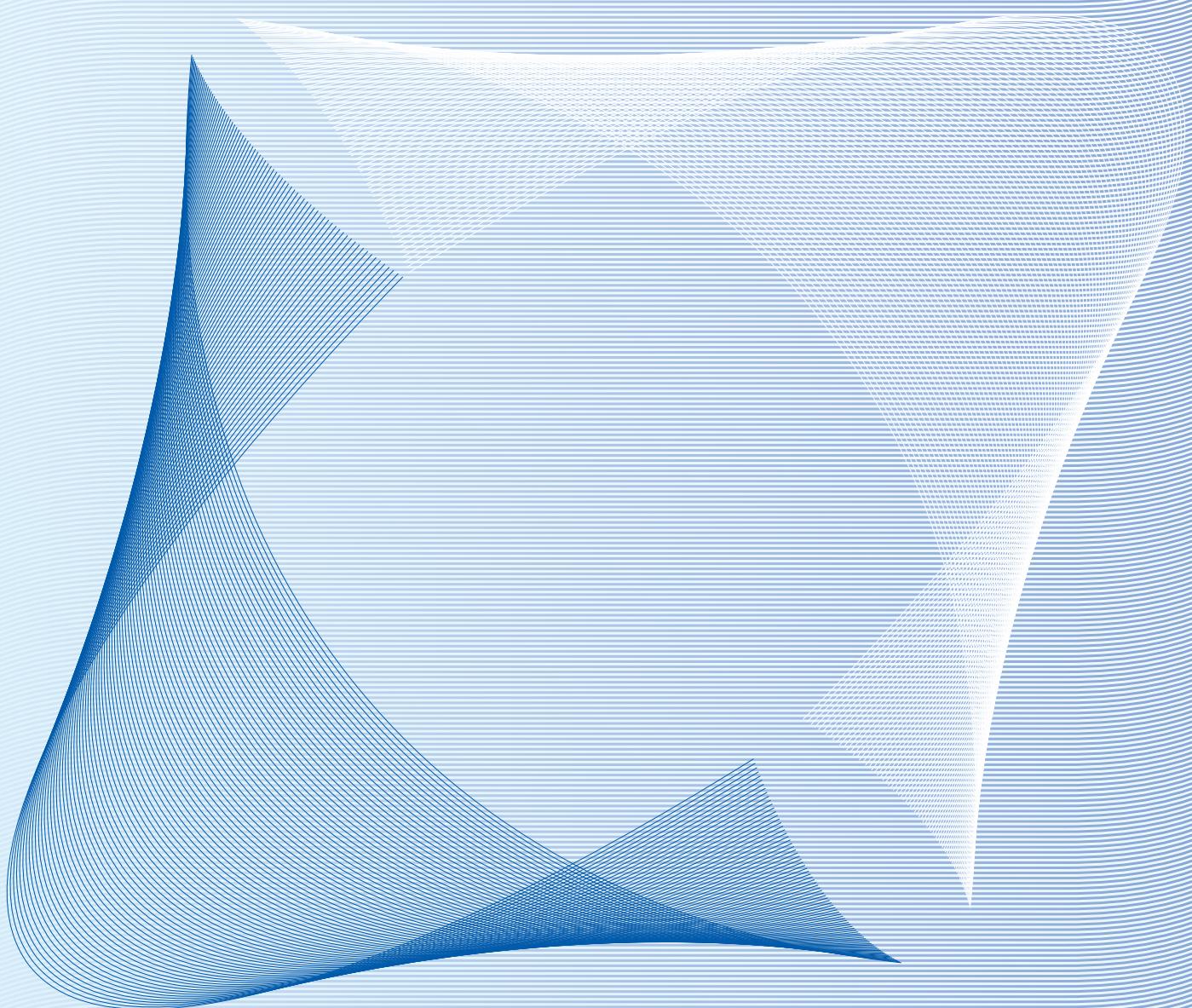




明治安田損害保険株式会社

明治安田損害保険の現状2016 (平成28年度版／平成27年度決算)



はじめに

日頃より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。

当社は、これまで培つてまいりましたノウハウを活かしつつ、親会社である明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、主に企業・団体のお客さまを中心に特色ある付加価値の高い保険サービスをご提供することで、お客様のご期待にお応えできるよう努めております。

平成26年4月からスタートした第4次中期経営計画(3ヵ年)では、中長期的かつ安定的な成長と収益の維持・拡大を目指すとともに、当社の経営理念である「お客様を大切にする会社」の実現に向け、お客様のお申し出やニーズに即した商品・サービスのご提供、お客様視点からの業務品質の向上、内部管理態勢やコンプライアンス推進態勢、リスク管理態勢のいっそうの充実などに取り組んでいます。

当社は平成28年8月に設立20周年を迎えます。これまで多くのお客さまからお寄せいただいた信頼を礎に、これからもよりご満足いただけるよう、引き続きお客様ニーズに的確に対応し、先進の制度提案による団体福祉の充実と独自のソリューション提案による事業の安定のための各種取組みを進めてまいる所存です。

このような当社の事業活動について、みなさまにご理解をより深めていただくために「明治安田損害保険の現状2016」を作成いたしました。

本誌が、みなさまに当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後とも、なおいっそうのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

明治安田損害保険の概要 (平成28年3月31日現在)

◇名称(商号) : 明治安田損害保険株式会社 Meiji Yasuda General Insurance Co., Ltd.	◇従業員数 : 184名
◇設立 : 平成8年8月8日	◇代理店数 : 532店
◇資本金 : 520億円	◇本社所在地 :
◇総資産 : 822億円	東京都千代田区神田司町二丁目11番地1
◇正味収入保険料 : 152億円	◇出資比率 : 明治安田生命保険相互会社 100%

||||| 経営方針・企業ビジョン・行動規範

経営方針	私たちは、お客さまを大切にする会社に徹し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指してまいります。				
企業ビジョン	<ul style="list-style-type: none">◇独自のソリューション提案によるお客さまの事業の安定と、先進の制度提案によるお客さまの団体福祉の充実に貢献する会社◇新たな市場・価値を創造し、成長しつづける会社◇働く者すべてが高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる会社				
行動規範	<table border="0"><tr><td style="vertical-align: top; width: 50%;">◇高い倫理観と協働の精神</td><td style="vertical-align: top; width: 50%;">◇お客さまへの感謝と責任</td></tr><tr><td>◇社会への貢献</td><td>◇自己の成長と発展</td></tr></table>	◇高い倫理観と協働の精神	◇お客さまへの感謝と責任	◇社会への貢献	◇自己の成長と発展
◇高い倫理観と協働の精神	◇お客さまへの感謝と責任				
◇社会への貢献	◇自己の成長と発展				

||||| 会社の特色

当社は、明治安田生命グループの損害保険会社として企業・団体のお客さま向けに、クオリティの高い総合保障サービスをご提供し、確かな安心と豊かさをお届けしてまいります。これまで、企業・団体のお客さまの補償ニーズに幅広くお応えしてまいりました傷害保険分野での商品・サービスをいっそう充実させるとともに、新

種保険分野においても、今後、一段と多様化する企業・団体のお客さまの潜在的補償ニーズに的確にお応えできる「リスクソリューション®」*商品等をご提供することなどにより、企業・団体のお客さまのご発展に貢献してまいります。

*明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標登録番号：4629633号）を行なっています。

||||| 第4次中期経営計画の概要

当社の特色である「企業・団体のお客さま向けに特化した事業モデル」をベースとして、明治安田生命とのシナジー効果発揮による競争力強化を図りつつ、当社が経営方針に掲げる「お客さまを大切にする会社」の実現に向け、平成26年4月から3カ年の第4次中期経営計画をスタートしています。

第4次中期経営計画は、以下の観点から重点的な実施事項を定め、さまざまな取組みを行なっています。

- ◇ 安定的な成長と収益の維持・拡大
- ◇ お客さま満足度・従業員満足度の向上
- ◇ 経営品質のいっそうの向上

目次

はじめに	
経営方針・企業ビジョン・行動規範	1
会社の特色	1
第4次中期経営計画の概要	1

経営について

① 代表的な経営指標	4
② 平成27年度の事業概況	5
③ 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）	8
④ 内部統制システムの整備	9
⑤ コーポレート・ガバナンス体制	13
⑥ コンプライアンス（法令等遵守）の徹底	13
1. コンプライアンス宣言	14
2. 行動憲章	15
3. 販売・サービス方針（勧誘方針）	16
4. 顧客保護等管理方針	17
5. 保険契約に関する業務における基本方針	18
6. コンプライアンス・マニュアル	19
7. 社外・社内の監査態勢	19
8. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	20
9. 利益相反管理方針	21
10. 個人情報の保護に関する基本方針 （プライバシーポリシー）	22
⑦ リスク管理体制	26
⑧ 資産運用方針	29
⑨ 第三分野保険に係る責任準備金の確認	29
⑩ お客さまサービス	30
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上	30
2. 情報開示	31
3. 旧会社におけるご契約について	31
⑪ 社会貢献活動	33

商品・サービスについて

① 保険のしくみ	36
1. 損害保険制度	36
2. 損害保険契約の性格	36
3. 再保険について	36
② 約款	36
1. 約款の位置づけ	36
2. ご契約時にご留意いただく事項	37
3. 約款に関する情報提供方法	37
③ 保険料	37
1. 保険料の収受・返戻（へんれい）	37
2. 保険料率	37

④ 保険募集	38
⑤ 保険金のお支払い	39
1. 保険金のお支払いのしくみ	39
2. 保険金の適切なお支払いへの取組み	40
⑥ 取扱商品	41
1. 販売商品の一覧	41
2. 主な商品の開発・改定状況	43
3. リスクソリューション®サービス	44
4. 代理店の役割と業務内容	44
5. 損害保険代理店制度および募集態勢	44

業績データ

«事業の概況»	
① 保険の引受	46
1. 保険料・従業員一人当たり保険料	46
2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	47
3. 解約返戻金	47
4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	48
5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	48
6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率	49
7. 出再控除前の発生損害率、事業費率および その合算率	49
8. 未収再保険金の額	50
9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	50
10. 出再を行なった再保険者の数	50
11. 出再保険料の上位5社の割合	50
12. 出再保険料の格付ごとの割合	51
13. 保険引受利益	51
14. 契約者配当	51
15. 損害率の上昇に対する経常利益または 経常損失の額の変動	52
② 資産運用の状況	52
1. 資産運用の概況	52
2. 利息配当収入の額および運用利回り	53
3. 資産運用利回り（実現利回り）	54
4. (参考) 時価総合利回り	54
5. 海外投融資残高および利回り	55
6. 保有有価証券利回り	55
7. 公共関係投融資（新規引受ベース）	55
8. ローン金利	55
③ 特別勘定に関する指標	55
④ 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)	56

《経理の概況》	
[1] 計算書類等	58
1. 貸借対照表	58
2. 損益計算書	63
3. 貸借対照表の推移	65
4. 損益計算書の推移	66
5. キャッシュ・フロー計算書	67
6. 株主資本等変動計算書	68
7. 1株当たり配当等	69
8. 1株当たり純資産額	69
9. 従業員一人当たり総資産	69
10. 会計監査	69
[2] 資産・負債の明細	70
1. 現金及び預貯金	70
2. 商品有価証券	70
3. 保有有価証券の内訳	70
4. 有価証券残存期間別残高	71
5. 業種別保有株式	71
6. 貸付金業種別内訳	72
7. 貸付金使途別内訳	72
8. 貸付金担保別内訳	72
9. 貸付金企業規模別内訳	73
10. 貸付金地域別内訳	73
11. 貸付金残存期間別残高	73
12. 住宅関連融資	73
13. リスク管理債権	73
14. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 (保険金信託業務を行なう場合)	74
15. 債務者区分に基づいて区分された債権	74
16. 有形固定資産	74
17. 支払承諾の残高内訳	75
18. 支払承諾見返の担保別内訳	75
19. 保険契約準備金	75
20. 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	76
21. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)	76
22. 責任準備金の残高の内訳	77
23. 責任準備金積立水準	77
24. 長期性資産	78
25. 引当金明細表	78
26. 貸付金償却の額	79
27. 資本金等明細表	79

[3] 損益の明細	80
1. 売買目的有価証券運用損益	80
2. 有価証券売却益	80
3. 有価証券売却損	80
4. 有価証券評価損	80
5. 固定資産の処分損益	80
6. 事業費の内訳	81
7. 減価償却費明細表	81
[4] 時価情報等	82
1. 有価証券に係る時価情報	82
2. 金銭の信託	83
3. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	83
4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	83
5. 先物外国為替取引	83
6. 有価証券関連デリバティブ取引 (フに掲げるものを除く)	83
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引 もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場 における有価証券先物取引と類似の取引	83
[5] 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての 代表者確認書	84

会社概要

[1] 会社の沿革	85
[2] 主要な業務	86
[3] 経営の組織	87
[4] 株主・株式の状況	88
1. 基本事項	88
2. 株主総会議案等	88
3. 株式分布状況および大株主	88
4. 配当政策	89
5. 資本金の推移	89
6. 最近の新株および社債の発行	89
[5] 役員の状況	90
[6] 会計監査人の状況	92
[7] 従業員の状況	92
1. 従業員の状況および平均給与	92
2. 研修制度	92
[8] 設備投資等の概要	92
[9] 保険会社およびその子会社等の概況	92

損害保険用語の解説

索引	98
-----------	----

経営について

1 代表的な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
正味収入保険料	14,511	14,705	15,207	
正味支払保険金	5,392	5,489	5,362	
正味損害率	41.8	42.6	40.5	
正味事業費率	47.4	48.3	47.9	
保険引受利益	1,087	1,388	1,067	
経常利益	1,664	1,891	1,567	
当期純利益	907	1,099	945	
単体ソルベンシー・マージン比率	5,195.5	5,024.6	5,036.7	
総資産額	80,611	80,953	82,238	
純資産額	58,242	58,681	58,882	
その他有価証券評価差額	998	1,105	1,331	

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<正味収入保険料>

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保険料です。

<正味支払保険金>

元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

<正味損害率>

正味収入保険料に対する「正味支払保険金+損害調査費」(お支払いした保険金と損害調査に要した費用)の割合です。

<正味事業費率>

正味収入保険料に対する「保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費」(保険の募集や保険契約の維持管理のために使用した費用)の割合です。

<保険引受利益>

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい)金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費

及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので。なお、その他収支は自賠責保険に係る法人税相当額等です。

<経常利益>

保険引受収益・費用、資産運用収益・費用を加減し、さらに営業費及び一般管理費、その他経常収益・費用を加減したものです。

<当期純利益>

経常利益に、固定資産処分損益等の特別損益、法人税及び住民税と法人税等調整額を加減したもので、損害保険会社の最終的な利益となります。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

通常の予測を超える危険(巨大災害、損害保険会社が有する資産の大幅な価格下落等)が発生した場合でも、保険金等について十分な支払余力を保持しているかどうかを示す行政監督上の客観的な判断指標のひとつです。200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

<総資産額>

貸借対照表上の「資産の部合計」の金額です。

<純資産額>

貸借対照表上の「純資産の部合計」の金額です。

<その他有価証券評価差額>

保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行なっています。その他有価証券は、売買目的、満期

保有目的等に該当しないものであり、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(評価損益)が、その他有価証券評価差額です。

【不良債権の状況】

不良債権には、「リスク管理債権」と「債務者区分に基づいて区分された債権」の2つの基準があり、法令により開示が義務付けられています。

当社では、詳細な自己査定規程を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定規程および査定結果に対しては、自己査定実施部署から独立した業務監査部が内部監査を実施し、その後監査法人による外部監査を受けており、信頼性の高い体制を構築しています。

自己査定の結果、価値の毀損の危険性が高いと判断された資産については、その度合いに応じ、自己責任原則に基づき適正な償却・引当を実施し、資産の健全性を確保しています。

また、償却・引当規程を定め、同規程に則り償却・引当を実施することにより、恣意性を排除しています。

○リスク管理債権の状況

「リスク管理債権」は、貸付金のうち返済状況が正常でない債権をいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4区分からなります。

平成27年度末現在、これらに該当する債権はありません。

○債務者区分に基づいて区分された債権の状況

「債務者区分に基づいて区分された債権」は、貸付金のほかに未収収益等を含めた債権を、債務者の財政状態および経営成績等に基づいて区分したものであり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の4区分からなります。

平成27年度末現在、債権は、「正常債権」(債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとされるもの)に区分されています。

2 平成27年度の事業概況

○経営環境

平成27年度の日本経済は、内外需とも確たるけん引役不在のなか、停滞局面が続きました。また、金融市場では、世界景気の減速懸念や、原油安などによる投資家のリスク回避姿勢の強まりから、年末以降株安・円高が進んだほか、長期金利は1月に日銀がマイナス金利政策を発表したことを受け、マイナス圏まで低下しました。

○事業の経過

このような情勢のもと、平成26年4月にスタートした「第4次中期経営計画」の中間年度である平成27年度は、当社にとって「合併10周年」の年にあたり、将来の成長をめざし、営業支援・営業推進機能の強化、お客さまサービスの拡充、事務・システム品質の改善、人材育成の強化や各種管理態勢の高度化等に向けて取り組んでまいりました。

営業・サービス面においては、引き続き企業・団

体のお客さまの福利厚生制度をサポートする傷害保険等の福利厚生制度関連商品の販売、企業の経営にかかわる諸リスクへの解決策を提供する取引信用保険や会社役員賠償責任保険(D&O保険)等にかかるコンサルティング機能の強化等を進めてまいりました。

ご高齢者に対する保険募集については、適切かつ十分な説明が必要であることから、募集、お申し出・保全、支払いの状況に応じてきめ細やかな対応に取り組むとともに、障害者の方への対応についても高度化を推進しています。

経営品質面においては、事務の適正性の確認や事務フローの見直し、社会保障・税番号制度(マイナンバー)導入の円滑な対応に向けた体制整備に取り組んでまいりました。

また、首都圏直下型地震等の発生時における業務の継続等を通じ、お客さま対応等災害の影響を極小化することを企図し、本社(東京)に集中して

いる支払関連事務機能を分散化・複線化するため、平成28年4月に大阪サービス拠点(損害サービス部大阪損害サービスグループ)を新設するとともに、システム体制や危機管理関連規定の整備を推進しました。

資産運用面においては、従来の国債を中心とした国内債券運用方針は継続しつつ、中長期的な収益拡大の観点から、国内債券以外の投資対象資産のリスク・リターン特性のバランス等も考慮し、適切なリスク管理のもとで投資信託による内外の債券・株式へ分散投資を実施しました。

○事業の成果

以上のような取組みを行なった結果、平成27年度の事業の成果は次のとおりであります。

損益につきましては、保険引受収益が152億47百万円、資産運用収益が5億86百万円となり、経常収益は158億40百万円となりました。一方、保険引受費用が99億66百万円、営業費及び一般管理費が42億97百万円となり、経常費用は142億72百万円となりました。この結果、経常利益は前期に比べて3億24百万円減少し、15億67百万円となりました。

経常利益に特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は前期に比べて1億54百万円減少し、9億45百万円となりました。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比べて5億2百万円増加し、152億7百万円となりました。保険引受費用のうち正味支払保険金は前期に比べて1億27百万円減少し、53億62百万円となり、これに損害調査費を加えた正味損害率は40.5%となりました。また保険引受に係る営業費及び一般管理費については前期に比べて13百万円増加し、42億21百万円となった結果、正味事業費率は47.9%となりました。これらに積立保険料等運用益、責任準備金繰入額および支払保金繰入額などを加減した保険引受利益は前期より3億20百万円減少し、10億67百万円となりました。

主な保険種目の状況は次のとおりであります。
火災保険：正味収入保険料は3億94百万円となりました。正味支払保険金は1億84百万円で、正味損害率は51.2%であります。

傷害保険：正味収入保険料は119億21百万円となりました。正味支払保険金は38億68百万円で、正味損害率は38.7%であります。

その他の保険：その他の保険は、自動車損害賠償責任保険、信用保険、賠償責任保険、労働者災害補償責任保険などが主なものであり、正味収入保険料は28億92百万円となりました。正味支払保険金は13億9百万円で、正味損害率は46.6%であります。

資産運用の概況は次のとおりであります。

平成28年3月31日現在の総資産は822億38百万円となりました。このうち運用資産は782億25百万円となりました。

総資産に対する運用資産の比率は95.1%であります。資産の主な内訳は、国債675億30百万円、その他の証券38億39百万円、預貯金32億33百万円などであります。また、利息及び配当金收入は6億24百万円となりました。

○対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は厳しさを増しておりますが、ご高齢者等への対応も含め、お客さまのお申し出やニーズに即した商品・サービスのご提供、お客さま視点からの業務品質向上に努めることにより、お客さまからより高い信頼をいただけるようさまざまな取組みを進めるとともに、事務品質の向上に資する各種システムの改定等を検討・実施してまいります。

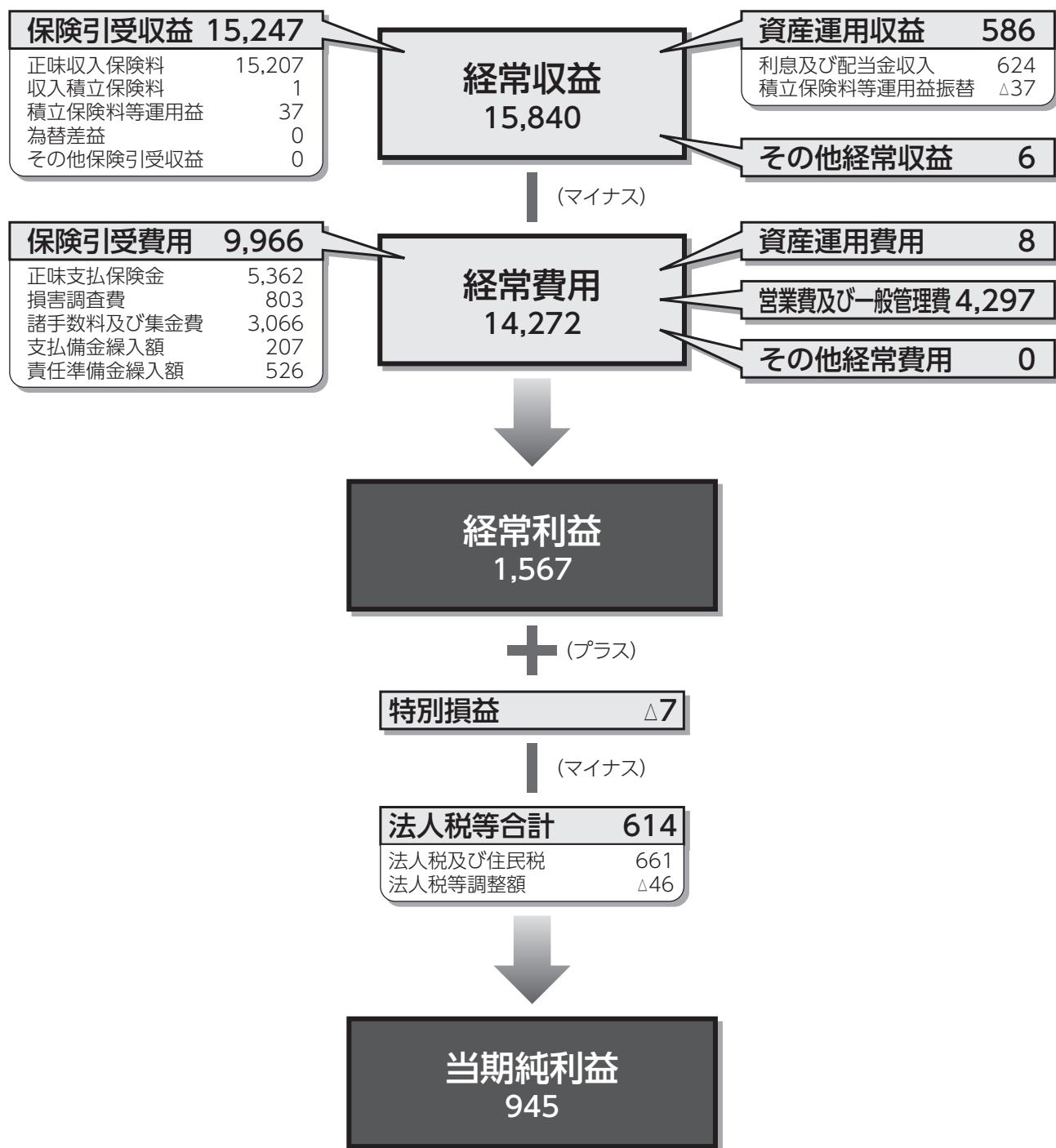
また、災害等発生時に備えた業務継続態勢のさらなる高度化のほか、適切なリスク管理のもと、資産運用収益の維持・拡大に向けた、投資対象の多様化に継続して取り組んでまいります。

あわせて、統合リスク管理の高度化をはじめ、内部管理態勢やコンプライアンス態勢のいっそうの充実と、業務効率化や経費縮減に努めてまいります。

これらの取組みにより、「お客さまを大切にする会社」を実現してまいります。

【決算のながれ】

(単位:百万円)



3 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）

(単位：百万円)

項目	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		13,868 (1.3%)	14,300 (3.1%)	14,511 (1.5%)	14,705 (1.3%)	15,207 (3.4%)
経常収益		15,390	16,745	15,500	15,547	15,840
経常利益		949	1,586	1,664	1,891	1,567
当期純利益		260	980	907	1,099	945
資本金の額 (発行済株式総数)		52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)
純資産額		56,710	57,899	58,242	58,681	58,882
総資産額 (うち積立勘定)		80,753 (2,707)	80,115 (791)	80,611 (32)	80,953 (32)	82,238 (33)
責任準備金残高		16,400	14,748	14,465	14,682	15,208
貸付金残高		10	1	—	—	0
有価証券残高		70,232	69,251	69,967	71,097	71,473
単体ソルベンシー・マージン比率		4,783.3%	5,070.5%	5,195.5%	5,024.6%	5,036.7%
配当性向		41.7%	41.7%	83.3%	83.3%	83.3%
従業員数		171名	179名	181名	175名	184名

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

4 内部統制システムの整備

公正で効率的な事業運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼と期待にお応えすることは、企業の基本的な責務です。当社はこのような認識のもと、「お客さまを大切にする会社」を実現するよう、内部統制の充実に努めています。

内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効果的に遂行するために、業務・経営に従事するすべての役職員により実行される、法令等の遵守（コンプライアンス）、リスクの抽出と対応（リスク管理）、財務報告の信頼性確保および業務の効率化等の取組みをいいます。

当社では、内部統制システムの整備・高度化に関する事項について、体系的かつ組織横断的な視点から検討を行なうことを目的に、経営会議の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置しています。

「内部統制委員会」では、内部統制システムの基本方針の策定、財務諸表についての経営責任明確化への対応等について検討しています。

さらに、リスクの縮減等を目的として、各組織において業務プロセス上想定されるリスクとそのコントロール状況を文書化し、自らが評価する「見える化（業務可視化）」に取り組んでいます。この取組みによって把握した業務プロセスならびにそのリスクとコントロール状況をもとに、リスク発生の未然防止・縮減を図ってまいります。

また、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定めており、その内容と運用状況の概要は以下のとおりです。内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施してまいります。

【内部統制システムの基本方針】

当社は、「お客さまを大切にする会社に徹し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を發揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指す」という経営方針に基づき、内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（行動憲章、コンプライアンス基本規程）

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「行動憲章」および基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、コンプライアンスを推進する。
（コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル）

当社は、全取締役がコンプライアンス誓約書を取締役社長に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを取締役および使用人に配付し、周知徹底する。

（コンプライアンスに関する委員会）

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行ない、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

（コンプライアンス統括部署・法令遵守責任者等）

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反（懸念）事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

（コンプライアンス・プログラム）

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を全社・本社各部ごとに策定し、リスク管理・コンプライアンス部がその計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

（コンプライアンス違反（懸念）事象発生時の対応）

当社は、コンプライアンス違反（懸念）事象が適切にリスク管理・コンプライアンス部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて、通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

(反社会的勢力・金融犯罪への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を企画部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関、明治安田生命とも連携し、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社との取引がマネー・ローンダーリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス(法令遵守)に係る基本方針・遵守基準である「行動憲章」、その内容を具体化した「職務遂行基本ルール」、コンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」等を制定するとともに、コンプライアンスを推進するための具体的な実践計画として、年度始に取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行なっています。

II. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、リスク管理、コンプライアンス態勢を一元的に管理する統括部署としてリスク管理・コンプライアンス部、お客さまからのお申し出対応態勢の統括部署として事務・システム管理部を設置し、明治安田生命グループの統括部署との連携を図りつつ、内部統制の実効性を高める。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(情報の保存および管理に関する規程)

当社は、取締役の意思決定、および職務執行に係る情報(取締役会、経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書保存期間規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社が保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類・重要度に応じて区分のうえ保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理基本規程」、取締役会・経営会議等の各種会議の議事録および資料等の保存期間を定めた「文書保存期間規程」等を整備しています。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理基本規程)

当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスク管理基本方針を定める。

(リスク管理に関する委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(リスク管理統括部署・リスク管理責任者等)

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

(リスク管理態勢)

当社は、金融サービス業におけるプリンシップ、保険会社向けの総合的な監督指針、金融コングロマリット監督指針、保険検査マニュアル等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、類別および組織別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。この際、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することにも留意する。

なお、リスク管理は、類別リスク管理、組織別リスク管理および類別リスクを総体的に把握する統合リスク管理の観点から推進する。

(リスク管理状況等の報告およびリスク発生時の対応)

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう、リスク管理責任者等を通じた報告体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性・予見が相当程度高いリスクが発生した場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会決議による「リスク管理基本方針」において、リスク管理を最も重要な経営管理手法のひとつと位置付け、「統合リスク管理方針」、「類別リスクのリスク管理方針」を制定しています。

当社の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」、その下位に統合リスク管理、類別リスク管理、組織別リスク管理の各種規程等を定め、リスク管理態勢を構築しています。

「リスク管理基本方針」および各種リスク管理の方針について、年1回以上見直しを検討し、リスク管理重点実施事項の策定とあわせて「リスク管理・コンプライアンス委員会」にて審議のうえ、経営会議・取締役会へ上程するとともに、リスク管理態勢の整備、リスク管理の推進ならびにリスク管理に関する情報交換・連絡・調整を行なっています。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、取締役の権限および責任の範囲を適切に定め、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

取締役等は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については適宜見直しを実施することにより、機能の重複を排除、権限を明確化し、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しています。

経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表取締役社長が決裁しています。当社の経営方針等に関わる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

(代表者確認)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、代表者確認に関する規程・基準を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」、「代表者確認規程」等、財務報告に必要な規程等を整備しています。

また、「内部統制委員会」において、決算業務の自己点検等の実施結果を審議し、その結果をふまえて代表者確認を実施しています。

なお、平成27年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項については、その表示内容が適正であることを代表者が確認しています。

あわせて、明治安田生命の連結子会社としての内部宣誓にあたり、「内部統制委員会」において自己点検等の実施内容を審議しています。

5. 明治安田生命グループにおける業務の適正を確保するための体制

明治安田生命グループとは、親会社である明治安田生命、ならびにその子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等から成る企業集団をいう。

(親会社との連携)

当社は、明治安田生命と連携し、当社の業務運営態勢、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備に努めるとともに、明治安田生命へ報告すべき事項については定期的にまたは適時に報告する。

(不適切な取引への対応)

当社は、明治安田生命グループ会社との取引に際し、アームズ・レンジス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

(健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

当社は、当社において生じ得る不祥事件等が、明治安田生命グループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、当社において重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が明治安田生命グループ会社に波及することを最小限に留めるべく、速やかに明治安田生命に報告する。

(モニタリング)

当社の内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を被監査部署に通知のうえ、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。

また、当社は、明治安田生命の内部監査部門による内部監査を受け、明治安田生命に対して指摘事項に対す

る改善策およびその進捗状況を定期的に報告する。

【運用状況の概要】

当社は、親会社である明治安田生命の「国内関連会社管理規程」に基づき、明治安田生命の総括管理部等による管理態勢のもと、コンプライアンス・リスク管理を含む業務を運営しています。

また、明治安田生命内部監査部門による内部監査を受け、指摘事項に対する改善状況を定期的に当社の経営会議・取締役会および明治安田生命内部監査部門に報告しています。

III. 監査役の職務の執行のために必要な体制

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(監査補助者)

当社は、監査役が監査の実施上必要がある場合は、内部監査部門に所属する使用人を監査補助者とすることにより、監査役を補助する組織・要員を確保する。

(内部監査部門への要員配置)

当社は、監査の実効性を確保するため、内部監査部門に、必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

(独立性ならびに指示の実効性の確保)

当社は、監査補助者である使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に留意し、監査に関しては、監査役の指揮命令を受ける体制とする。

2. 当社の監査役への報告に関する体制

(当社の取締役および使用人による当社の監査役への報告)

当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査役出席、当社の取締役、使用人等と監査役との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者等が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

- ①当社の事業の状況、業務および財産の状況
- ②当社の内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③当社の苦情の処理および内部通報制度の利用の状況

④その他監査役が監査上報告を受けることが必要と認める当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

3. その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(内部監査部門との連携)

当社は、監査役が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

(文書・規程類等重要な記録の確認)

当社は、監査役が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

(監査費用)

当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

常勤監査役は、重要な会議・委員会等に陪席し、必要に応じて意見を具申するとともに、取締役等と定期的な意見交換を実施しています。

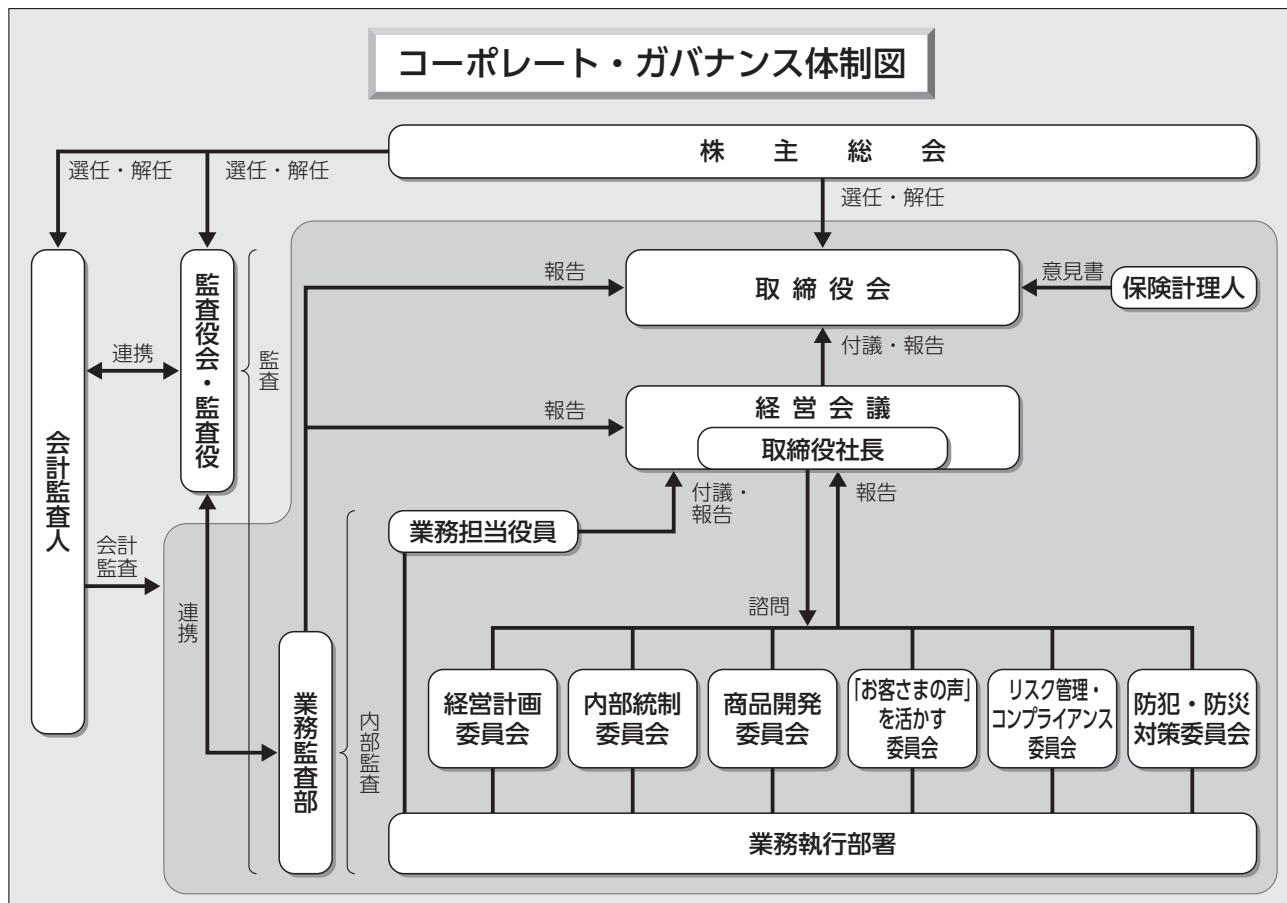
また、内部監査部門である業務監査部から内部監査に係る結果報告を受けるとともに、内部監査部門と連携し、被監査部署との意見交換会に出席しています。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。

5 コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「お客さまを大切にする会社」として、将来にわたり発展を遂げるべく、「経営管理態勢、コンプライアンス態勢の継続整備と実効性確保」を重要な経営課題と位置づけています。経営

資源の効率的な活用、適切なリスク管理および相互牽制機能の発揮などにより、経営基盤・態勢の拡充を推進してまいります。

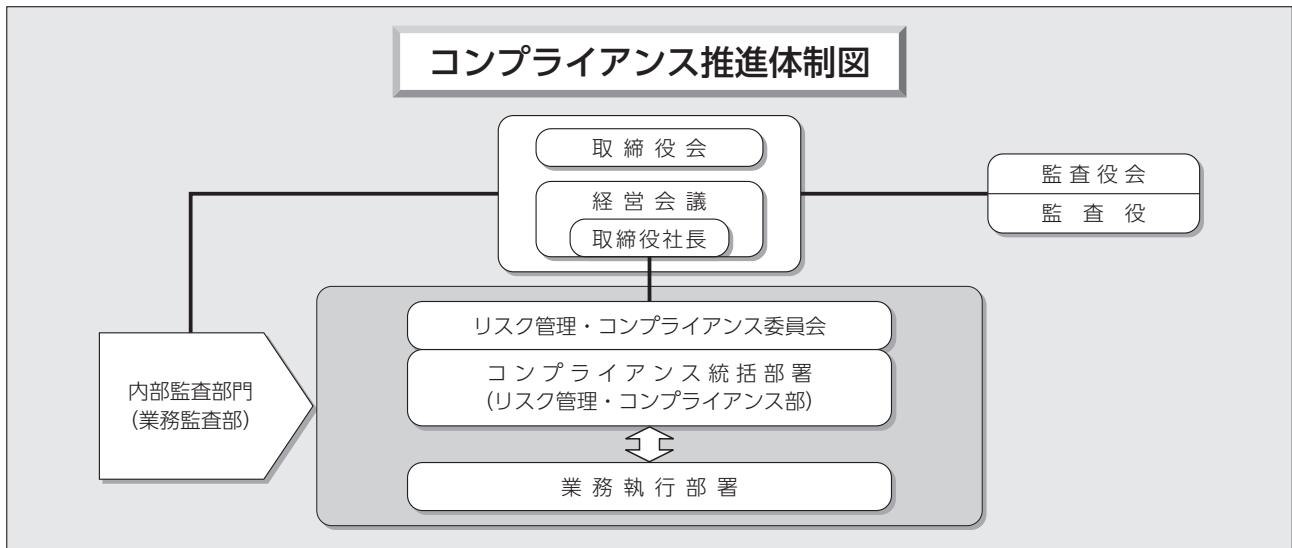


6 コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

当社では、損害保険事業の高い公共性に鑑み、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の基本に位置づけています。

そして、法令等遵守に関する実行計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全社を挙げての取組みを推進しています。

また、法令等遵守の推進にかかる基本方針、重要な規程等の改正、取組状況等に関して審議し、より実効性の高い法令等遵守体制の構築に資するための機関として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。



○リスク管理・コンプライアンス委員会

全社的なコンプライアンス推進について、態勢の整備や各種施策および実施計画の企画・立案、全社推進状況の検証および取締役会への報告、問題点発生時の改善策の検討等を行なっています。

○コンプライアンス統括部署

(リスク管理・コンプライアンス部)

「リスク管理・コンプライアンス委員会」の運営、業務執行部署におけるリスク管理・コンプライアンス推進の統括・支援を行なっています。

○業務執行部署

法令遵守責任者、法令遵守担当者を配置し、各部署におけるコンプライアンス推進の促進・評価（計画の実施、推進状況の点検・報告等）、問題点発生時における担当部署への報告および適切な対処の実施等を行なっています。

○内部監査部門（業務監査部）

コンプライアンス推進状況の検証および改善提言等を行なっています。

1. コンプライアンス宣言

当社では、「お客さまを大切にする」という経営方針の再徹底とコンプライアンスに関する意識改革、コンプライアンス態勢を抜本的に見直す必

要性を全役職員に徹底・浸透させるため、コンプライアンス宣言を制定しています。

【コンプライアンス宣言】

私は、明治安田生命グループの損害保険会社の役員として、
「お客さまを大切にする会社」、「お客さまに安心をお届けする会社」、「社会に開かれた会社」
になるために、

- 法令・諸規範を遵守し、管下職員に遵守させ、
 - 「お客さまの声」を真摯に受け止め、
 - 管下職員とともに信頼回復に向けて全力を尽くし、
- 高い倫理観と責任をもって適切かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

また、当社において過去に発生した付隨的な保険金の支払い漏れにかかる問題を忘ることなく、率先垂範してコンプライアンスを実践し、あらゆる分野で適正かつ健全な業務運営を行なうことをここに宣言いたします。

明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長 遠藤 宏歳

2. 行動憲章

当社では、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンスに関する企業行動の基本方針として「行動憲章」を、役職員の行動指針・遵守基準として「職務遂行基本ルール」を策定しています。

具体的には、法律はもとより、社会の良識や常識、慣行を含めた社会一般・株主・消費者が求めるルールに適った企業行動が求められており、こうした要請に積極的に対応したものです。

【行動憲章】

私たちは、明治安田生命グループの役職員として、お客さまや社会からの期待に応え確固たる信頼を得るために、日常の行動や考え方の基準となる「行動憲章」を定めます。職務遂行の際にはこれらを常に意識するとともに、教育・研鑽による知識およびマナーの向上に努め、お客さまを大切にする会社の実現に取り組みます。

1. 適正な職務遂行とお客さまサービス

私たちは、忠実かつ誠実に職務を遂行するとともに、お客さまを大切にする会社として、ベストな商品とサービスを提供し、お客さま満足度の増大に努めます。

2. 公正かつ自由な競争

私たちは、公正かつ自由な取引・競争を通じて、生活・経済の向上および発展に貢献します。

3. お客さまや社会とのコミュニケーションの推進

私たちは、経営の透明性を高めるため、経営情報を適切に開示するとともに、お客さまの声を大切にし、適切に業務に反映します。

4. リスク管理の徹底

私たちは、お客さまに対する責務を確実に果たしていくため、リスク管理態勢を整備し、その検証と継続的な改善に取り組み、適切なリスク管理に努めます。

5. 法令等の遵守

私たちは、お客さまと社会の信頼を確保していくため、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、企業倫理を堅持します。

6. お客さま等に関する情報の厳正管理

私たちは、お客さまに関する情報等、会社が保有するすべての情報を厳正に管理し、その保護を徹底します。

7. 社会貢献と環境への取組み

私たちは、お客さまとともに暮らす社会の健全かつ持続的な発展に努め、社会貢献や環境保全活動に積極的に取り組みます。

8. 人権等の尊重

私たちは、お客さまはもとより、社会の一人ひとりの人権を尊重します。

9. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底し、また、当社との取引がマネー・ローンダーリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引はしません。

10. 良好な職場環境の維持

私たちは、職員一人ひとりの人権および個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を維持します。

11. 違反行為の防止と説明責任の遂行

私たちは、法令等の遵守体制を確実に機能させていきます。万一、本憲章に反し、お客さまや社会に影響を及ぼす事態が生じた場合には、原因究明と再発防止を徹底するとともに、迅速かつ的確な情報公開を行ない、責任を果たすよう努めます。

3. 販売・サービス方針（勧誘方針）

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、以下のとおり「販売・サービス方針」を策定しています。

【販売・サービス方針】

〈基本方針〉

私たちは、明治安田生命グループの一員として、「お客さまを大切にする会社に徹し、クオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めてまいります。

また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守（コンプライアンス）を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えするよう努めてまいります。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心がけてまいります。また、お客さまのご意向に沿う商品提案と商品内容を十分にご理解いただくための「契約概要」、「注意喚起情報」等のご説明をはじめとする商品選択のための情報をご提供します。さらに、商品内容がお客さまのご意向に合致していることを「意向確認書」等を用いて確認いたします。
2. きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品をご提案するよう努めてまいります。高齢者への保険募集にあたっては、高齢者の特性に配慮し、より丁寧な対応に努めてまいります。また、保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行なうよう常に努めてまいります。
3. 商品をおすすめする際には、お客さまの立場にたって、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めてまいります。
4. お客さまのプライバシーに十分配慮し、販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、厳格かつ適正な取り扱いを行なってまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払いについて「迅速・親切・適正」に処理するよう努めてまいります。
6. 適正な販売を確保するとともにお客さまサービスの向上を図るため、社内体制の整備と販売にあたる者の教育・研修に努めてまいります。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、それを商品開発や保険販売に活かしてまいります。
8. 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じません。また、当社との取引がマネー・ローンダーリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引はしません。

（平成28年7月1日現在）

4. 顧客保護等管理方針

当社では、お客さまの保護および利便の向上に向け、顧客保護等管理全般にかかる「顧客保護等管理方針」を策定しています。

【顧客保護等管理方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、「お客さまを大切にする会社に徹し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指す」という経営方針のもと、お客さまの利益の保護および利便の向上のため、お客さまの視点に立った業務運営を確保するよう継続的な取組みを行なってまいります。

1. 損害保険契約のお引受け・管理にあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、公平性に配慮し、正確かつ迅速にお手続きします。また、ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切にお知らせします。
2. 保険金・給付金等のお支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を常にこころがけ、迅速かつ適正にお支払いします。また、お申し出内容およびご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内します。
3. お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、誠実に対応するとともに、適切に業務に反映します。
4. お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得・利用し、情報の流出や紛失等を防止するため、適切な措置を講じます。
5. 当社の業務について代理店を含む第三者に委託する場合には、お客さまの情報の保護やお客さまへの対応が適切になされるよう、厳正に委託先を選定するとともに、定期的または必要に応じてモニタリングするなど委託先に対して必要かつ適切な監督を行ないます。
6. 当社および明治安田生命グループ内の金融機関が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

なお、本方針における「お客さま」とは、当社と現在お取引きされている、またはお取引きを検討されている個人および法人等を指し、対象となる取引は、当社が損害保険契約をはじめとするお客さまとの間で業として行なうすべての取引とします。

5. 保険契約に関する業務における基本方針

当社では、引受・保全・支払業務の迅速性および適切性を確保するため、業務運営・態勢整備の指針となる「保険契約に関する業務における基本方針」を策定しています。

【保険契約に関する業務における基本方針】

1. 業務遂行方針

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、経営方針に基づき、お客さまを大切にする会社に徹し、損害保険会社の基本的な機能であるご契約のお引受け、ご契約の管理、保険金・給付金等のお支払いに関する業務を常に正確かつ迅速に行ないます。あわせて、お客さまに十分な説明を行なってまいります。

(ご契約時の説明ならびにお引受けについて)

- ・ご契約のお申込みにあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項等、必要な情報について適切かつ十分な説明を行なってまいります。
- ・お申込みいただいたご契約について、必要な情報を確認のうえ、公平な判断に基づき適切かつ迅速なお引受けをいたします。
- ・お申込み手続きをわかりやすくすることに努め、お引受けするご契約内容等について、説明を充実してまいります。

(ご契約の管理について)

- ・ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切にお知らせいたします。あわせて、お知らせする内容を充実してまいります。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きについて、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、正確かつ迅速に対応いたします。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きをわかりやすくすることに努めます。

(保険金・給付金等のお支払いについて)

- ・お支払いに関するお申し出について、ご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内いたします。
- ・お支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を常にこころがけ、迅速かつ適正にお支払いいたします。あわせて、お支払い業務の適切性を隨時検証いたします。
- ・お支払手続きをわかりやすくすることに努め、お支払内容等について、説明を充実してまいります。とくに、お支払いできない場合について、説明内容の充実を図るとともに、ご要望に応じて中立的な第三者による不服申立制度をご紹介いたします。

2. 態勢整備方針

基本方針に基づいた業務を適切に行なうため、常にお客さまの視点に立ち、以下の対策を継続的に推進いたします。

- ・お客さまのご要望、お申し立ておよび苦情を十分に把握し、誠実に対応するとともに、重要情報として業務改善に反映してまいります。
- ・人材の育成を進め、お客さまを大切にし、公平な判断、十分な説明を行なう態勢を整備してまいります。
- ・お客さまの利便性向上および正確かつ迅速な手続きに資するシステム開発等のインフラ整備を推進してまいります。

6. コンプライアンス・マニュアル

当社の法令等遵守に関する基本方針および運営等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、社内徹底を図ることにより、法令等遵守を重視する企業風土の醸成に努めています。

○保険募集における法令等遵守への取組み

保険募集におけるコンプライアンスに関しては、「損害保険募集コンプライアンス・ガイドブック」を作成し、代理店に対し法令等遵守を徹底しています。

7. 社外・社内の監査態勢

○社外の監査態勢

当社は、社外の監査として、会社法等に基づく会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)の会計監査を受けています。

○社内の監査態勢

当社では、監査役による監査と、各業務執行部門から独立した内部監査部門(業務監査部)による内部監査を実施しています。

内部監査は、当社のすべての部門を対象として、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況などについて、その適切性・有効性を検証・評価し、課題・問題点を発見・指摘するとともに、改善に向けた提言と継続的なフォローアップを実施しています。また、内部監査の結果とフォローアップ状況は、取締役会等に報告しています。

8. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社では、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を策定しています。

また、「行動憲章」や「内部統制システムの基本方針」においても、当社の反社会的勢力への対応に係る取組方針を社内外に明らかにしています。

【反社会的勢力への対応に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下に基づき、反社会的勢力との関係の遮断に向けて、適切な対応を行ないます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力については、組織体制を整備し、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応にあたり、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当・不正な要求等を拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当・不正な要求等に対しては、外部専門機関とも相談し、民事と刑事の両面から法的対応を行ないます。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当・不正な要求等が、当社や役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行ないません。また、反社会的勢力への資金提供は、いかなる形態であっても絶対に行ないません。

9. 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反のおそれのある取引の管理に努めています。

【利益相反管理方針】

1. 目的

本管理方針は、当社および明治安田生命グループ内の金融機関(以下、「当社等」といいます)が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

2. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下、「対象取引」といいます)とは、当社等が行なう取引のうち、当社等とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者(他のお客さま等)間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 対象取引の特定

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行ないます。

4. 対象取引の特定のプロセス

当社の役職員は、お客さまとの取引において、対象取引の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、すみやかに各所属の利益相反管理担当者・責任者に報告し、対象取引の内容に応じた管理を実施します。各所属での判断が困難な場合には、利益相反管理全体統括部署であるリスク管理・コンプライアンス部に報告し、その指示のもとで適切な管理を実施します。

5. 対象取引の類型・主な取引例・管理方法

対象取引のうち、主なものは以下の通りです。

取引の類型		主な取引例	管理方法 (以下の方法を適切に組合せる こと等により管理します)
お客さまの 利益を不当に 害する恐れの ある取引	地位濫用型	融資を条件に保険商品を購入させる場合、または保険購入を条件に融資を行なう場合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証
	情報利用型	お客さまが特定の有価証券を大量に取引しようとしている事実を知りながら、当該有価証券の取引を行なう場合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止
	上記以外	当社が協調融資の幹事を受託しており、かつ相対での貸付を有している状況で、協調融資に比し、優位な条件で貸付の保全・回収等を行なう場合	<ul style="list-style-type: none"> ・一方または双方の取引の 変更・中止 ・取引の適切性の検証
お客さま間の利益が 相反する可能性のある取引		敵対的買収等で、買収をしようとしている会社が複数競合している場合に、競合する複数社に対し、それぞれ買収資金の融資を行なう場合	<ul style="list-style-type: none"> ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証

6. 利益相反管理体制

当社はリスク管理・コンプライアンス部を利益相反管理全体統括部署とし、リスク管理・コンプライアンス部担当役員を利益相反管理統括者とします。利益相反管理全体統括部署は他の部門から独立し、対象取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な態勢を整備・検証します。

7. 対象となる会社の範囲

本方針の対象となる会社は、当社および以下の明治安田生命グループ内の金融機関です。

明治安田生命保険、明治安田アセットマネジメント、安田企業投資、三菱アセット・ブレインズ、パシフィック・ガーディアン生命保険、明治安田アジア、明治安田アメリカ、明治安田ヨーロッパ、北大方正人壽保険、アブリスト、オイロパ、ワルタ、タイライフ、スタンコープ

10. 個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当社では、お客さまからお預かりする情報を厳正に利用、保護するため、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」およびその他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の策定する「損

害保険会社に係る個人情報保護指針」等をふまえた社内管理態勢の整備に取り組んでいます。具体的には、「個人情報の保護に関する基本方針」を策定するとともに、当社ホームページでこれを開示しています。また、個人情報の保護・管理に係る社内規程および組織体制の整備、社内教育・研修を行なうなど、全社的な取組みを推進しています。

【個人情報の保護に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社（以下、「当社」といいます）は、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報（以下、「個人情報等」といいます）を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、お客さまの個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

1. 取組方針

当社は、「お客さまを大切にする会社」の実現をめざし、個人情報等の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。

当社は、事業活動の特性をふまえ、個人情報等の取扱いに関し、その重要性を認識し、継続的な個人情報等の管理態勢の改善に努めます。

当社は、お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、適切かつ迅速に対応することに努めます。

当社は、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令等を遵守いたします。

2. 個人情報の定義

当社では、個人情報を以下のように定義しています。

個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるものをいいます。

3. 個人情報等の種類

保険契約のお引き受け等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供いただいており、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提供をお願いする場合があります。

また、お手続きの内容により、個人番号をご提供いただく場合があります。個人番号および特定個人情報については、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます）等に従い、厳格な安全管理措置を設けております。

4. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報等を取得します。

具体的には、主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を取得することに加え、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報をご提供いただく場合があります。

また、各種お問い合わせ、ご相談およびお手続き等に際して、お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等、当社の利用目的の達成に必要な範囲で録音させていただくことがあるとともに、当社窓口などでの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

なお、お客さまの情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。

なお、特定個人情報については、所定の申告書等により取得いたします。

5. 個人情報等の利用目的

当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、お客さまから直接書面等にて情報をご提供いただく場合に明示いたします。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ・当社が有する債権の回収
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理^(注1)
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

ただし、個人番号については、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

- ・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務
- ・報酬、料金等の法定調書の作成・提出に関する事務
- ・その他法令等に定める個人番号関係事務等

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社ホームページ等により公表します。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(注1) 当社が提供する各種商品・サービスの詳細および個人情報の利用目的において、関連する会社については当社ホームページ(<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)等をご覧ください。

6. 個人情報等の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合
- ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ・公共の利益のために必要とされる場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・関連する会社との間で共同利用を行なう場合^(注2)
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行なう場合^(注3)
- ・国土交通省との間で共同利用を行なう場合^(注4)

ただし、特定個人情報については、個人番号利用事務実施者への提出、特定個人情報の取扱いの全部または一部の委託を行なう場合等、番号法で認められた場合を除き、外部に提供いたしません。

なお、当社は、主に以下の場合に、ご本人の同意を得たうえで、第三者に個人データを提供することがあります。

- ・医療機関等の関係先に業務上必要な範囲内で提供する場合
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

(注2) 関連する会社との共同利用について

当社および関連する会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ①個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容等、お客さまとのお取引に関する情報
- ②管理責任者：当社

※個人データの共同利用において、関連する会社については当社ホームページ(<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)等をご覧ください。

(注3) 損害保険会社等の間での共同利用について

- ①損保業界の情報交換制度

当社は、各種保険契約のお引き受けまたは保険金の請求に際して行なわれる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

②代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者にかかる個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報にかかる個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(注4) 原動機付自転車・軽二輪自動車にかかる無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のほかを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページ(<http://www.jibai.jp/>)をご覧ください。

7. 個人データの取扱いの委託

当社は、当社内、関連する会社^(注5)と当社間等の配達、各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払いにかかる事務・付随する業務、各種サービスのご案内・提供にかかる業務、個人情報を取り扱う情報システムの保守等の業務、個人番号関係事務にかかる業務の全部または一部を委託する場合は、個人情報等の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

(注5) 個人データの取扱いの委託において、関連する会社については当社ホームページ(<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)等をご覧ください。

8. 個人情報等の開示・訂正等

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データ等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載する「お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行ない、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行なった結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人情報等の管理

お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報への不正なアクセス、紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めています。さらに、従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。

また、当社ではお客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を統括する部署および「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的な取組みを推進しております。

10. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則等に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいう)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

11. 個人情報等に関するお客さまからのお申し出

お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置し、適切かつ迅速に対応いたします。

12. 個人情報の保護に関する基本方針の見直し

本方針は、適切な個人情報等の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。

(平成28年7月1日現在)

【お問い合わせ窓口】

当社は、個人情報等の取扱いに関するご照会・ご相談、苦情に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報等の取扱いや、保有個人データ等に関するご照会・ご相談、苦情および安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

・明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

所在地：〒101-0048

東京都千代田区神田淡路町2丁目11番1号

フリーダイヤル：0120-255-400

(平日9:00～17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

また、当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会に加盟しています。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けています。

＜お問い合わせ先＞

・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地：〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2丁目105番地
ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

受付日時：月～金曜日(祝日・休日および12/30～
1/4を除く)の9:00～17:00

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp/>

【会社一覧】

個人情報の利用目的、個人データの共同利用および取扱いの委託において、関連する会社は、下記のとおりです。

・関連する会社

明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の関連会社

詳細は、明治安田生命保険相互会社のホームページ (<http://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

【録音・録画について】

お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただくことがあります。

また、当社窓口などの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

7 | リスク管理体制

○リスク管理方針

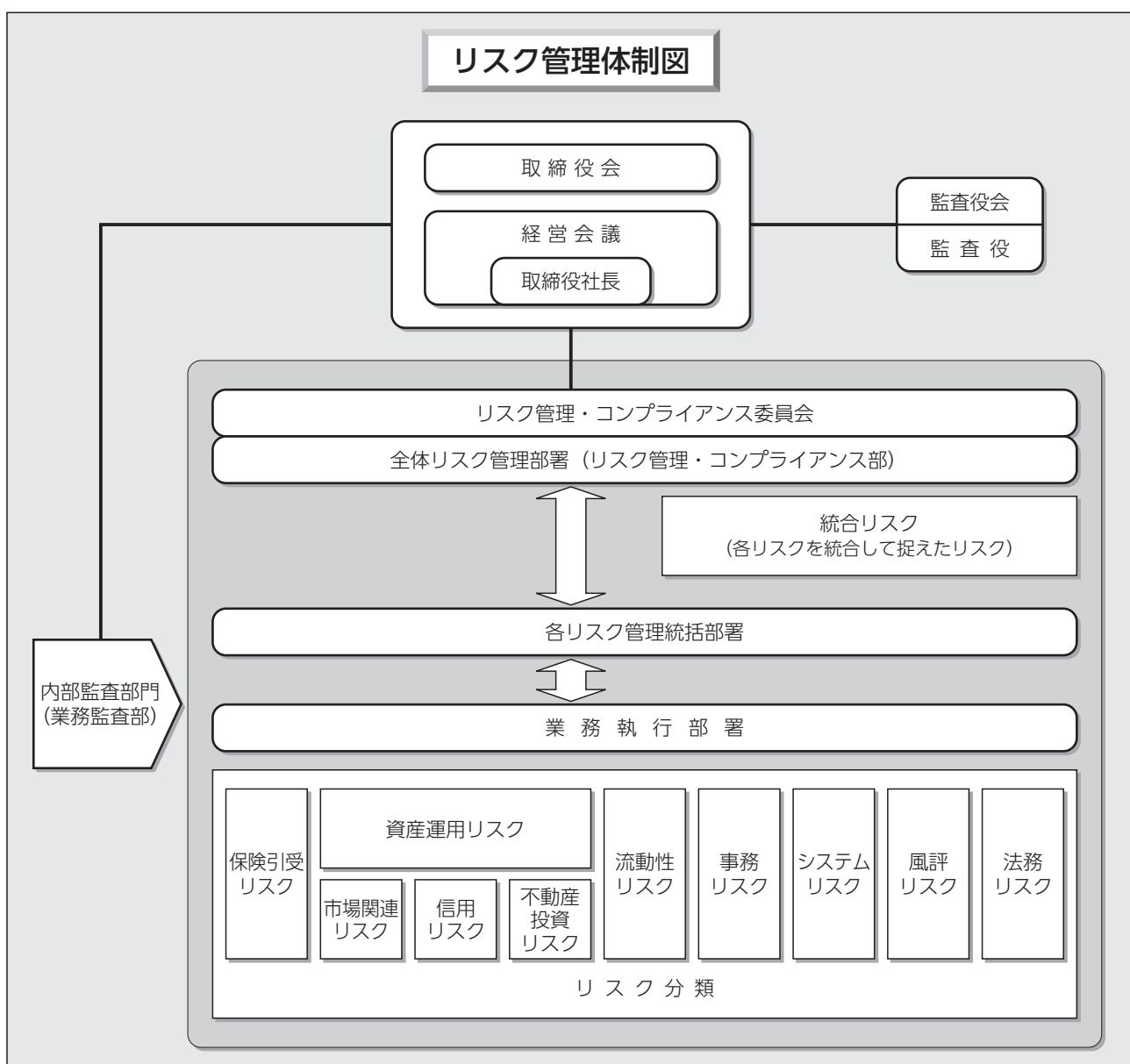
損害保険会社が抱える経営リスクが多様化・増大化するなか、リスク全般の把握とその管理体制の強化が経営の重要課題となっています。

こうした状況に鑑み、当社ではリスク管理への取組みを重要な経営課題と位置づけ、各種リスクを分類・体系化し、リスク管理の強化に努めています。今後とも、リスク管理への取組みに注力し、健全な事業運営を維持・確保することで、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

○リスク管理体制

当社では、各リスクを管理する統括部署、リスク全般を統括管理する全体リスク管理部署を定めています。また「リスク管理・コンプライアンス委員会」を社内に設置し、各部署間の相互の連携・チェックに基づいた、より実効性のあるリスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

取締役会および経営会議では、定期的に「リスク管理・コンプライアンス委員会」における取組みについて報告を受け、経営に重大な影響を与えるリスク情報等を把握・確認するとともに、必要な対応策について指示・決定しています。



○統合リスク管理への取組み

当社では、会社の経営方針の実現に向け、重要なリスクを総体的に把握し、事業全体としてリスク管理を行なう観点から、全体リスク管理部署がそれぞれのリスクの特性に応じて、定量的あるいは定性的にリスクを把握・評価したうえで、その状況につき「リスク管理・コンプライアンス委員会」等に報告しています。また、「リスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書」を作成し、経営会議等に報告するとともに、大規模震災を想定したストレステストを定期的に行ない、当社の資産や保険金のお支払いに与える影響等を分析しています。さらに、統合リスク管理の精度向上に向けて、継続的な検討・研究を行ない、統合リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

○リスクの種類と管理への取組み

当社では、損害保険事業に係るリスクを次のように分類し、それぞれのリスクの特性に応じた対応を行なっています。

(1) 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、保険事故の発生状況、金利動向・経済情勢等をふまえつつ、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。あわせて保険の引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。

【再保険の方針】

出再については、お引き受けした契約に係るリスクを調査・分析し、損害額が常に当社の担保力の範囲内に収まるよう、再保険を手配することとしています。

また、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても、確率的手法に基づくリスク計量化により予想損害額を推定し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、集積再保険カバーを手配しています。

出再先の選定にあたっては信用力を最重視し、財務健全性に係る情報を常に注視しつつ取引を実施

しています。

受再については、原則として日本国内のリスクに限定し、リスクを精査して慎重な判断のもとに引受を行なっています。

(注) 再保険のしくみについては、P.36を参照ください。

(2) 資産運用リスク

ア. 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・有価証券等の価格・為替レート等が変動することにより運用資産の価値が下落して損失を被るリスク、あるいは市場の混乱等を起因として取引ができなかったり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、市場関連リスクの管理にあたっては、運用資産の残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することにより損失を一定範囲に収めるよう努めています。さらに、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステストを定期的に行なっています。具体的には、過去の経済危機等の相場急変時や、市場環境見通しの中で想定される最悪のリスクシナリオに基づき、現在保有している運用資産ではどの程度の損失額が発生するかを試算し検証しています。

イ. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、個別取引ごとにリスクを慎重に見極め、安全性・健全性が高いと判断される対象先に限定して投融資を行なうとともに、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう努めています。とくに一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっています。

ウ. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、ま

たは市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、土地の含み損益、利回り、賃料・空室率等の不動産投資リスクの状況を把握し、一定の基準を下回る不動産に対しては適切に対処することとしています。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社の資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、大口の資金移動に関する情報収集・分析を行ない、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢にも留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行なえるよう、常時取引環境等を注視しています。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、正確かつ迅速な事務を怠ること、正当な理由なく事務処理を放置、長期遅延させること、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより、お客さままたは当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、各業務分野について、事務手順・ルール等に関するマニュアル等の整備を行なうとともに、所属部署における自己点検や業務監査部による内部監査等を通じ、事務の改善、事務水準の向上に努めています。なお、事務リスクを含む各種リスクの縮減等を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」のもとに「見える化部会」を設置し、業務プロセスの検証ならびに業務プロセス上想定されるリスクの顕在化と対応策の検討を行なっています。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、お客さままたは当社が損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に利用されることにより、お客さままたは当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、「システムリスク管理規程」や「個

人データ等安全管理措置基準」等を定め、リスクの低減に努めています。

また、「システム停止時対応細則」を定め、大規模地震等の広域災害やサイバー攻撃などによる不測の事態に対応できるよう態勢整備を行なっています。

(6) 風評リスク

風評リスクとは、当社または損害保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ・インターネット等の媒体を通じお客さまや社会に広がり、当社の業績に悪影響が生じること等により、当社および明治安田生命グループが損失を被るリスクをいいます。

当社では、インターネット・新聞・雑誌等の媒体を通じて風評情報を把握し、その風評情報が当社の業績に悪影響を及ぼす懸念があると判断した場合には、風評リスクを軽減・回避するために、迅速かつ的確に対応できるよう態勢整備を行なっています。

(7) 法務リスク

法務リスクとは、当社が法令に抵触することにより、法令上の責任を問われること、または当社が合理的な理由なく会社にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、法務リスクがあらゆる業務において潜在するとの認識のもと、法務リスクの発生防止を図るとともに、法務リスクの発生時には、損失を最小に抑えるよう態勢整備を行なっています。

○組織別リスク管理への取組み

当社では、リスクを種類ごとに管理するとともに、各組織においても管理する体制となっています。各組織の基本的役割の遂行を阻害する要因を組織別リスクとして洗い出し、各組織において、この組織別リスクに対する対応策を策定、実施することにより、リスクの軽減、未然・再発防止を行なっています。

8 資産運用方針

資産の運用にあたりましては、安全性・健全性・流動性に留意し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としています。運用資産は主に有

価証券であり、国内の公社債による運用を基本としつつ、運用収益向上を企図して投資信託による運用も行なっています。

9 第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社は平成27年度末時点において、平成10年大蔵省告示第231号に基づき行なわれる第三分野保険のストレステストの対象となる契約を有しておりません。

10 お客さまサービス

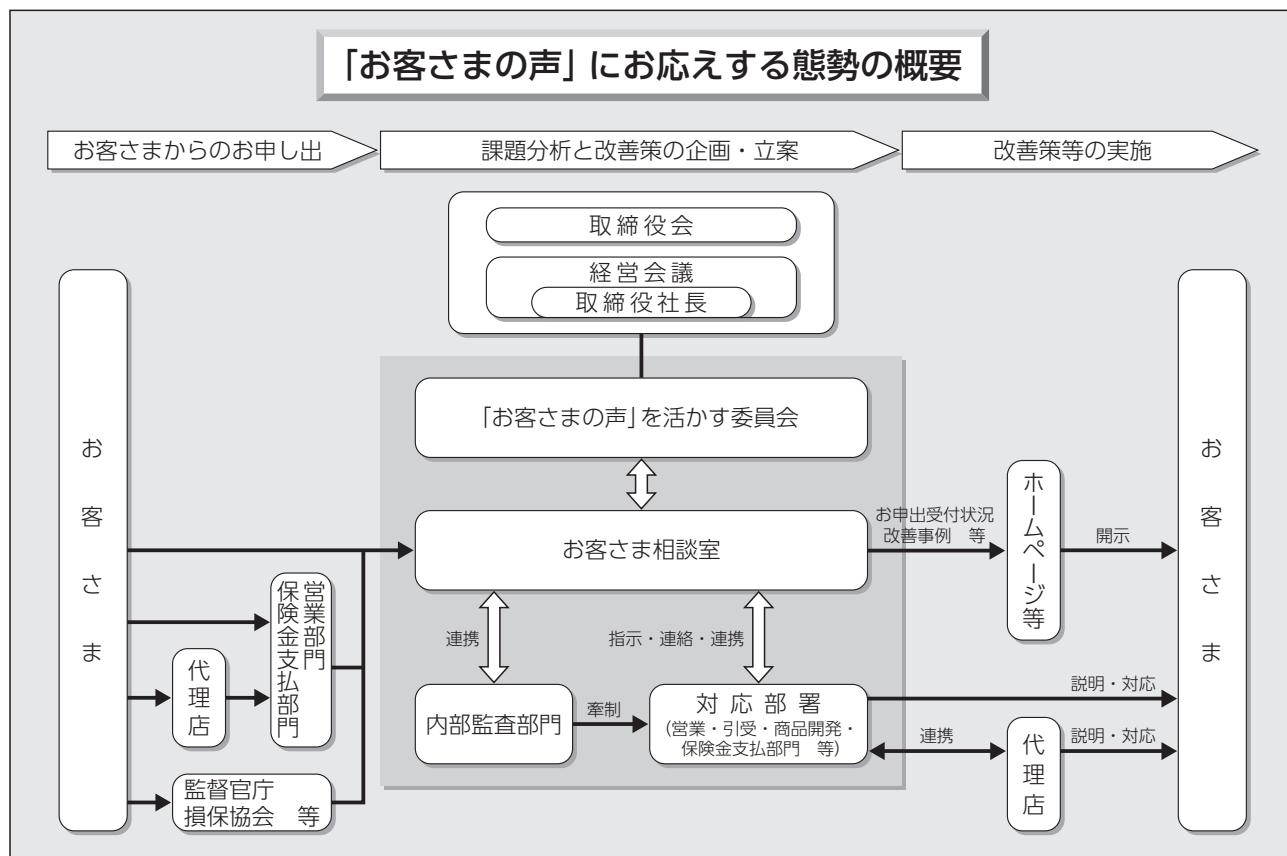
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上

当社では、お客さま視点に立った業務運営を経営上の重要な位置づけとしています。そして、さまざまな「お客さまの声」の把握を行なうことで各種サービス等の改善に向けた取組みを行なっています。

(1) 「お客さまの声」にお応えする態勢について

当社では、保険契約者および一般消費者からの損害保険全般に関するご質問・ご相談にお応えできるよう「お客さま相談室」を設置しています。

お受けしたお客さまからのお申し出につきましては、お客さま相談室で一元管理し、重要なものについては、経営会議等に報告するとともに、業務改善課題として商品・サービスの改善に活かすよう努めています。



〈お電話による相談窓口〉

お客さま相談室

0120-255-400

(平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります。

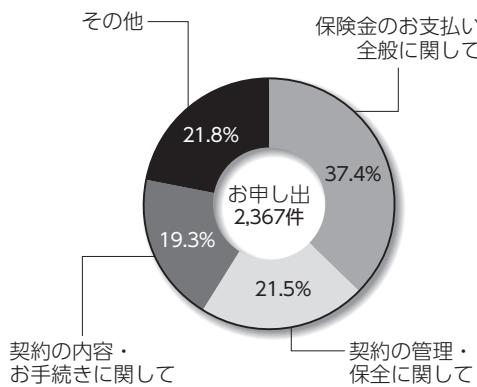
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

(2) お客さまからお申し出のあった苦情等受付状況

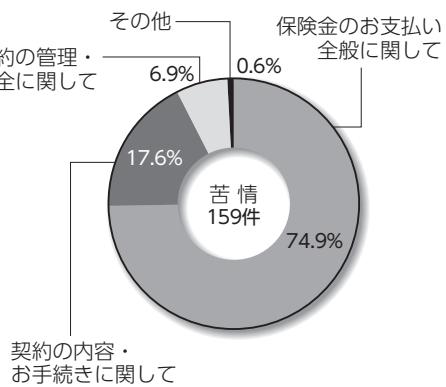
平成27年度中に、お客さま相談室がお客さまからお受けしたご相談やお問い合わせなどお申し出の総数は2,367件(うち苦情は159件)でした。

●お申し出・苦情内容の分類

①お申し出内容の分類



②苦情内容の分類



(3) 「お客さまの声」の具現化に向けた取組み

当社に寄せられた苦情等の「お客さまの声」については、原因分析を行なうとともに担当部門にフィードバックし、「お客さまの声」に基づいたサービスの改善に反映させる取組みを推進しています。

平成27年度中に、苦情等「お客さまの声」から取り組んだサービスの改善例は次のとおりです。

お客さまのお申し出事例	改善取組み
当社の業務時間外のフリーダイヤル自動応答メッセージにおいて、社名がアナウンスされていない。	自動応答メッセージにおいて、社名がアナウンスされるようにしました。(平成28年1月実施)
損害保険料控除証明書の通知が届いたが、一目見て損害保険料控除証明書であることが分かるような表記にしてほしい。	文字のフォントを変えるなどにより、損害保険料控除証明書であることがはっきり分かるよう検討しています。

2. 情報開示

○ホームページ

会社情報、商品・サービスの内容、決算情報などさまざまな情報をわかりやすく提供しています。

ホームページ：
<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

○ディスクロージャー資料

ステークホルダーのみなさまに当社の事業活動等についてご理解いただくために、毎年ディスクロージャー資料「明治安田損害保険の現状」を作成しています。

3. 旧会社におけるご契約について

当社は、旧安田ライフ損害保険株式会社および旧明治損害保険株式会社においてご加入いただきましたご契約に関しまして、満期を迎えるまで責任をもってお引き受けします。また、事故にあわれたお客さまへの損害サービスに関しましては、完了まで継続して、当社にて万全な対応を行なうよう努めています。

【手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求める上で当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が困難な場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)

0570-022-808

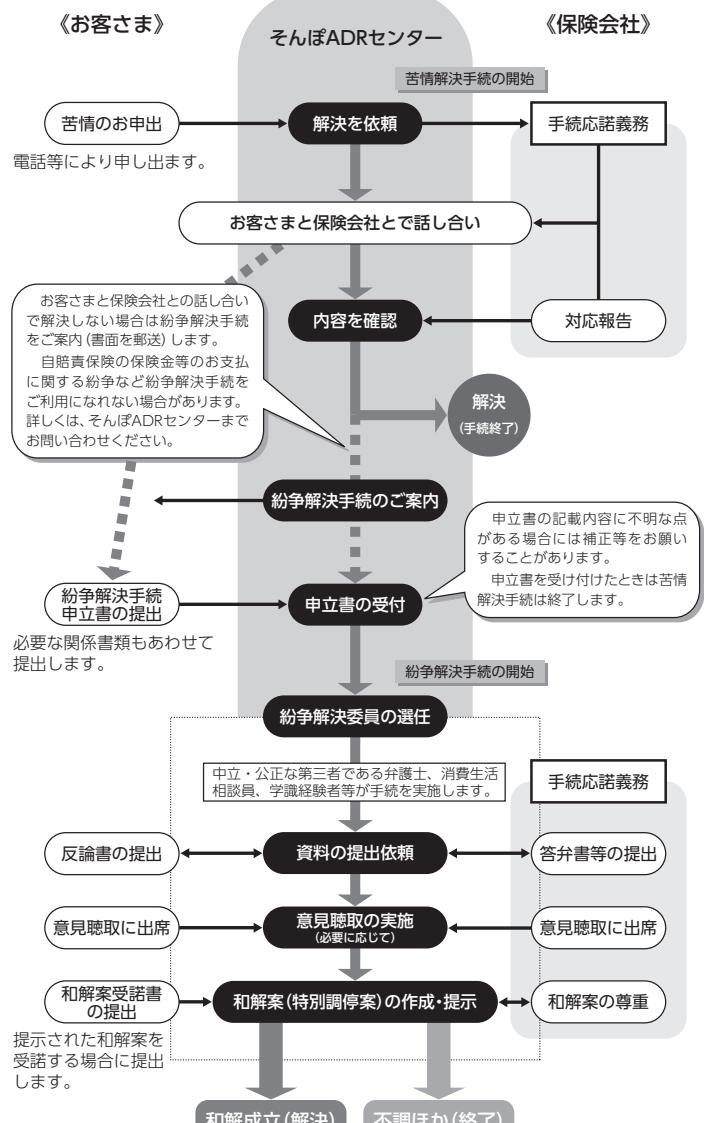
IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。(受付時間: 平日の9:15~17:00)

名 称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031
そんぽADRセンター東北	022-745-1171
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581
そんぽADRセンター中部	052-308-3081
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



【「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関】

「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行ないます。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

「公益財団法人交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行なう機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行なうほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることができます。

詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp/>) をご参照ください。

11 | 社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会(以下、「損保協会」)の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減に向けて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

(1) 交通安全対策

ア. 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

イ. 交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバー・歩行者・自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行なっています。

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

③高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成

し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。

④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行なっています。

(2) 防災・自然災害対策

ア. 地域の安全意識の啓発

①小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

イ. 地域の防災力・消防力強化への取組み

①軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

②防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共に防火標語の募集を行なっています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

(3) 犯罪防止対策

ア. 盗難防止の日（10月7日）の取組み

平成15年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損害保険会社社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。

イ. 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に平成13年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行なっています。

ウ. 不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険金が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行なっています。

エ. 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

(4) 環境問題への取組み

ア. 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

イ. 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO₂の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる部品補修の推進に取り組んでいます。※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

ウ. エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。

エ. 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

(5) 保険金不正請求防止に向けた取組み

ア. 保険金不正請求ホットラインの運営

平成25年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

イ. 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、損保協会の会員である損害保険会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪※であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

ウ. 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

【地震保険の普及・啓発】

地震への備えとして、平成26年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与する

という、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

商品・サービスについて

1 保険のしくみ

1. 損害保険制度

損害保険は、いつ起きるかも知れないさまざまな災害や危険(一定の偶然の事故)に備えて、同じ種類の危険にさらされている多数の人々が、大数の法則という統計的基礎によって算出された少額の保険料をそれぞれ出し合って、万一事故にあわれた場合に保険金を受け取る相互扶助制度です。

この制度により、わずかな負担で大きな補償を得ることができます。

このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業などをさまざまな災害や危険から守り、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与する社会的役割を担っています。

2. 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故(保険事故)によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はそれに応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する諾成契約です。しかし、保険会社は多数の契約を迅速・的確に引き受けるため、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、

契約締結の証として、保険証券を作成し交付します。保険証券には保険の対象、補償される事故、保険金額、保険期間等を記載しています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

3. 再保険について

保険会社が引き受けた保険契約にはさまざまな危険が混在しています。石油コンビナートや大型旅客機などの巨額の物件に損害が生じたり、個々には小さな物件であっても超大型台風や大地震のような自然災害が発生すれば、その保険金の支払いは巨額に達し、一保険会社で全額を負担することは困難です。

そのため当社では危険の平均化・分散化のために、国内および海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり(出再)、逆に再保険を引き受けたり(受再)しています。これにより、毎年の損害率の安定(事業成績の安定)と引受能力の補完を図るとともに、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても負担を軽減し、経営の安定に万全を期しています。

なお、出再先の選定にあたっては、出再先の財務健全性を最重視しており、受再契約についても慎重な判断のもとに引受を行なっています。

2 約款

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから、契約の内容についてしっかりと決めておく必要があります。この取決めが約款です。

したがって約款は、保険契約の主な内容を定める重要な役割を果たし、保険会社、保険契約者、被保険者等の権利・義務の内容を定めており、お互いにこれを守る必要があります。

約款には、保険種類ごとに基本的な保険契約

の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において「普通保険約款」の内容を一部変更したり、補足する「特約」とがあります。

また、保険契約の内容は保険契約申込書等にも具体的に記載していますが、保険契約申込書に記載された内容は、契約内容として保険会社、保険契約者の双方を拘束します。

2. ご契約時にご留意いただく事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する保険会社と保険契約者との約束ごとですから、保険のご契約に際しては、普通保険約款・特約の内容について十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても十分確認したうえでご契約いただくことが大切です。

3. 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたってご留意いただく必要のある事項については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」、「ご案内」、「普通保険約款」、「特約」

等に記載しています。

「重要事項説明書」には、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報『契約概要』^{*1}、および保険会社がお客さまに対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』^{*2}について記載し、お客さまへご説明しています。

また、「ご契約のしおり」は主として個人のお客さまを販売対象とする保険種目についてご用意しています。

^{*1} 「契約概要」：商品の仕組み、基本となる補償、特約の概要、保険金額の設定、保険期間および補償の開始・終了時期、保険料の決定の仕組み、保険料の払込方法、解約返戻(へんれい)金など

^{*2} 「注意喚起情報」：基本となる補償、保険期間および補償の開始・終了時期、保険料の払込方法、保険料の払込猶予期間等、告知義務・通知義務等、クーリング・オフ、解約返戻(へんれい)金など

3 保険料

1. 保険料の収受・返戻（へんれい）

お払込みいただく保険料は原則として、保険をご契約いただくと同時に保険会社が領収することになっており、保険料を領収する前に生じた損害については、保険期間が始まった後でも保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が約款において設けられています。

また、保険料分割払いのご契約についても、定められた時期までに保険料のお払込みがない場合、保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が設けられている場合もありますので、ご注意いただく必要があります。

保険契約が失効した場合や保険契約が解除された場合には、約款の規定に従い保険料を保険契約者にお返しします。ただし、保険契約が失効した場合に保険料をお返しできないときもありますので、約款をご確認ください。

積立保険では、満期を迎えた保険契約者に対して、契約時に定めた満期返戻(へんれい)金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、契約者配当金を計算してお支払いすることとしています。

2. 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

- (1)「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率(地震保険、自動車損害賠償責任保険)。
- (2)損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率(参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分の保険料率です)を基礎とし、当社で算出した付加保険料率(保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分の保険料率です)をあわせた保険料率(火災保険および傷害保険の大部分)。
- (3)当社で算出し、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率(賠償責任保険等)。

4 保険募集

○保険の募集とご契約の手続き

損害保険の募集は、通常、(1)損害保険会社の役員もしくは使用人、(2)損害保険代理店(以下、「代理店」といいます)またはその役員もしくは使用人によって行なわれます(現在わが国の損害保険の募集は、その多くが代理店によるものです)。

代理店は、保険会社との間で代理店委託契約を結び保険契約の締結の代理または媒介を行ない、保険料を領収することを基本的業務としています。

ご契約にあたっては、当社または当社の代理店にお申込みいただきます。保険商品の内容についての十分な説明を受け、内容をご確認いただいた後、保険契約申込書へ必要事項を記入し保険料をお払込みいただきます。当社では、お引受けした内容が事実と異なるとき、または定められた時期までに保険料のお払込みがなされないときには、保険金をお支払いできないことがあります。

(1) 契約内容の確認に関する取組みの概要

平成28年5月29日施行の保険業法改正に伴い、当社では、お客さまの意向を把握し、お客さまの意向に沿った保険契約の提案と内容の説明をより丁寧に行ない、ご契約をお申込みいただく保険商品がお客さまのニーズに合った内容であることを、ご契約締結前にお客さまご自身にご確認いただく手続きを実施しています。

具体的には、従来の「契約内容確認シート」を「意向確認書兼契約内容確認書」に改訂し、「商品概要または付保目的と意向が合致していることの確認」、「補償の内容、特約の内容、保険金額の確認」、「契約が意向に沿っていることの確認」の手続きを実施しています。

お客さまにはこの「確認手続き」に際し、お時間をいただくことになりますが、ご協力をよろしくお願いします。

(2) クーリング・オフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約の場合、次とおりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行なうことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は保険契約者にお返しします。

- ・ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、所定の要件を満たしていることを前提に、クーリング・オフを行なうことができます。
- ・クーリング・オフをされる場合には、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社あてに必ず郵送にてご通知ください。

(3) ご契約後にご留意いただきたいこと

ご契約後において、告知した内容のうち特定のもの^{*}に変更が生じた場合には、当社にご通知ください。ご通知のない場合には、ご契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

*ご契約時にご確認いただいている「重要事項説明書」に記載の、当社へのご通知を必要としているもの。

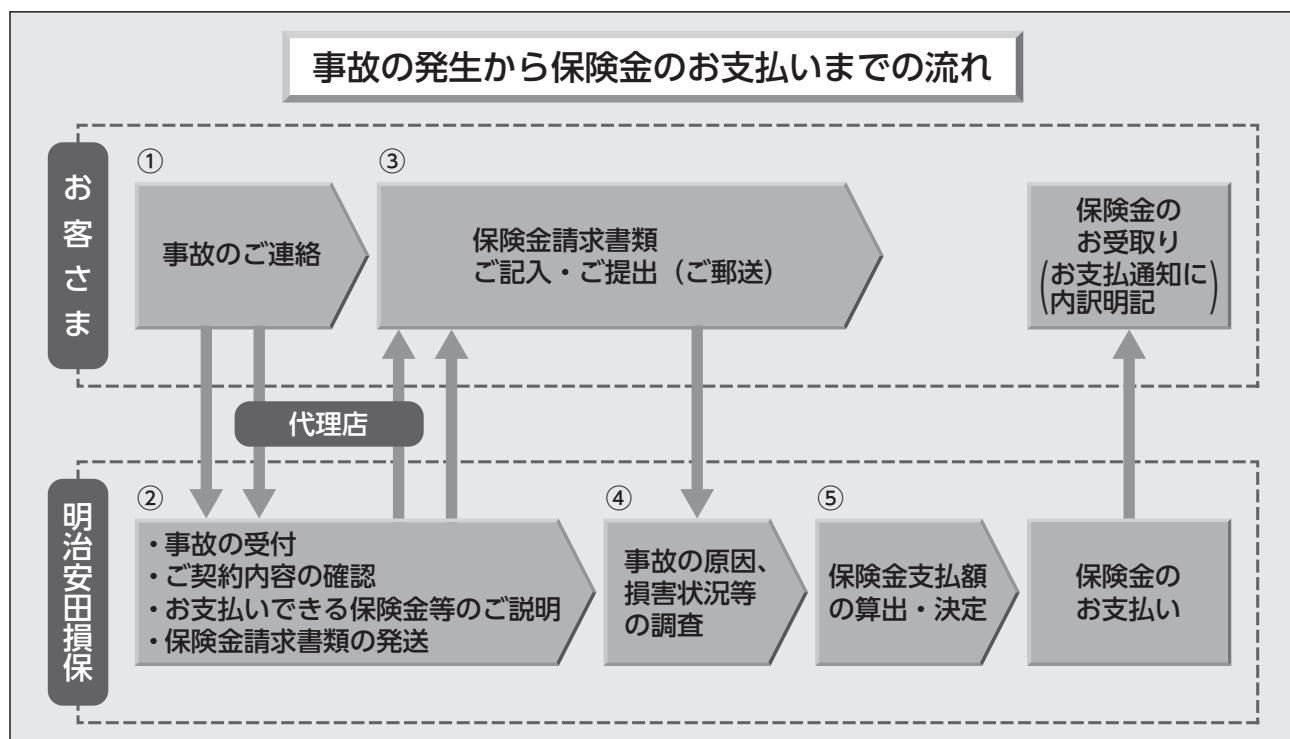
5 | 保険金のお支払い

1. 保険金のお支払いのしくみ

当社では、お客様が事故にあわれた場合、保険金請求に係わるアドバイスを適切に実施し、「迅速・親切・適正」な保険金のお支払いに努めています。

傷害保険、所得補償保険、医療保険については「保険金支払ワークフローシステム」により、ご提

出いただいた事故連絡票、請求書、診断書等の保険金請求書類をすべてスキャニングし、画像により保険金支払業務を行なっています。本システムにより保険金のお支払い業務を効率化し、さらなるお客様満足度の向上に努めています。



①事故のご連絡

事故が発生した場合は、事故の日時・場所・事故の概要などを当社または代理店へご連絡いただきます。

②事故の受付と保険金請求のご案内

お客様からの事故のご連絡を受け、ご契約の内容・条件などを確認したうえ、お客様にお支払いできる可能性のある保険金、お手続きの流れ等をご案内します。

③保険金請求書類のご提出

保険金のご請求に必要な書類をお取り揃えのうえ、当社へご提出いただきます。

なお、必要書類のご提出のないお客様には、当社より定期的に書類提出をご案内しています。

④事故の原因、損害状況等の調査

ご連絡いただいた事故内容やご提出いただいた保険金請求書類に基づき、損害状況の確認を行ないます。事故の内容によっては、お客様の同意を得たうえで、専門の鑑定人による事故原因・損害状況の確認や、医療機関への治療経過の照会などを行なう場合があります。

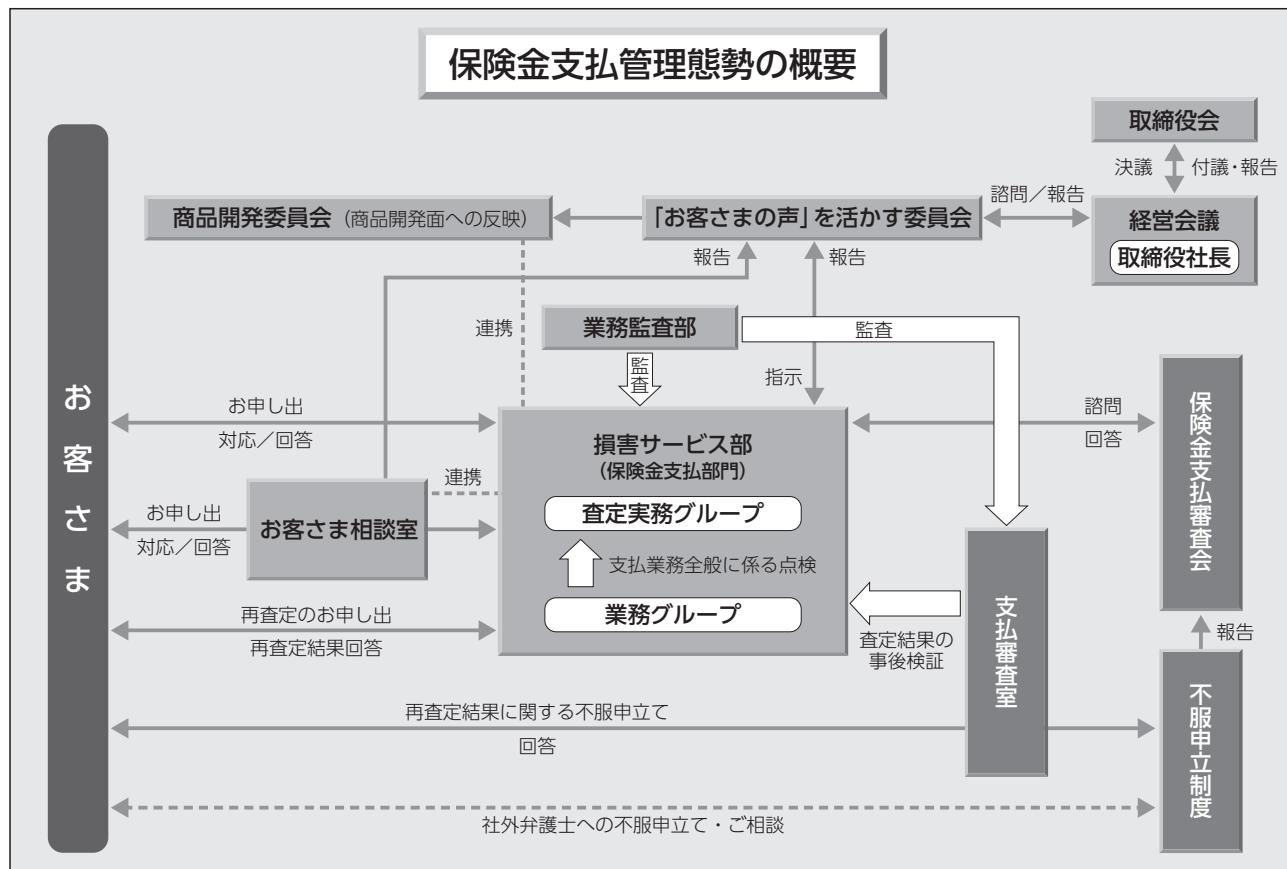
⑤保険金支払額の算出と保険金のお支払い

上記の調査結果に基づき、保険金額を算出しお支払いします。

また、お支払内容につきましては、お支払通知にてご案内しています。

2. 保険金の適切なお支払いへの取組み

当社では、「支払審査室」、「保険金支払審査会」、「保険金支払に関する不服申立制度」を設置するなど、公平・公正な保険金支払管理態勢を整備し、保険金支払いの適切性の確保に努めています。



○支払審査室

保険金支払部門から独立した組織として、保険金支払部門の査定判断の適切性をはじめ、お客様の声・視点をふまえた保険金支払業務の事後検証を行なう「支払審査室」をリスク管理・コンプライアンス部内に設置しています。

○保険金支払審査会

再査定のお申し出をいただいた場合などの査定結果をお客さまにご回答する前に、その判断の適切性を検証する「保険金支払審査会」を設置しています。

同審査会は、社内における保険金支払部門以外のメンバーおよび社外弁護士を交え、保険金支払部門以外の視点や、社外の第三者の視点で査定判断の適切性を検証しています。

○保険金支払に関する不服申立制度

保険金のお支払いに関する不服のお申し出（再査定結果に関し、当社のご説明ではご納得いただけない場合）について、お客様が直接、社外弁護士に申し立てができる「保険金支払に関する不服申立制度」を設けています。

不服のお申し出があった場合は、社外弁護士が、社外の第三者の立場でお客さまの相談を受け、査定結果ならびにお申し出内容の相違点を法令・約款に照らして法的観点から整理し、論点をご説明するとともに、必要に応じて当社に再査定を要請します。

6 | 取扱商品

1. 販売商品の一覧

当社では、企業・団体のお客さま向けに、以下の福利厚生制度関連商品およびリスクソリューション®型商品等をご提供しています。

ここでは各商品の概要をご説明しています。保険商品の詳しい内容につきましては、約款等をご覧ください。

※明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標登録番号：4629633号）を行なっています。

(1) 福利厚生制度関連商品

ア. 労働災害総合保険

従業員・所属員が業務上災害により被った身体の障害について、事業主が法定外補償規定や法律上の損害賠償責任に基づいて従業員・所属員またはその遺族に対して補償金・賠償金等を支払う場合に、その費用・損害について被保険者（事業主）に保険金をお支払いする保険です。大きく分けて二つの補償があります。



①法定外補償保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険の上乗せ補償として事業主が支払う補償金について保険金をお支払いします。なお、特約をセットすることにより通勤中の災害についても対象にできます。

②使用者賠償責任保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険や災害補償規定などからの給付を超えて事業主が使用者として負担する損害賠償金等について保険金をお支払いします。

イ. 団体傷害保険

①全員加入型団体傷害保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負

担し、急激かつ偶然な外来の事故により役員や従業員・所属員がケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする団体保険です。従業員・所属員の福利厚生の充実を図るために、保険金受取人を企業・団体とし、災害補償規定に基づいた災害死亡補償金、災害入院見舞金などの財源にご利用いただくほか、遺族や本人に直接保険金をお支払いすることもできます。



②任意加入型団体傷害保険

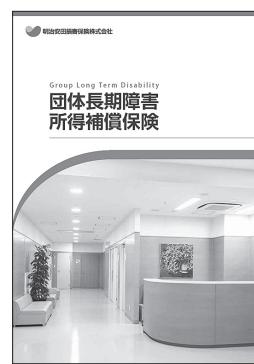
企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする自助努力制度を運営するための団体保険です。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとって経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができます。また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数20名以上の場合）。

ウ. 団体長期障害所得補償保険

①全員加入型団体長期

障害所得補償保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負担し、従業員や所属員がケガや病気により就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間に



わたり補償する団体保険です。就業できない状態が続く限り退職年齢等まで補償することができます。福利厚生制度をより充実させることができます。

②任意加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体の従業員・所属員がケガや病気により就業できなくなったとき、所得の喪失を長期間にわたり補償する自助努力制度を運営するための団体保険です。補償対象を特定疾病にかかった場合に限定することもできます。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができます。また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数20名以上の場合)。

工. 団体医療保険（任意加入型）

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族がケガや病気により入院や手術をした際に、入院保険金や手術保険金等をお支払いする自助努力制度を運営するための団体保険です。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができます。また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数20名以上の場合)。

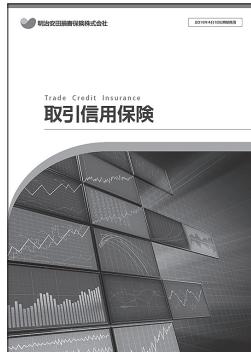
(2) リスクソリューション®型商品

ア. 取引信用保険

企業間の継続的な取引に基づく売掛債権を対象として、取引先の倒産などによって生じる貸倒れ損失について保険金をお支払いします。包括的に取引先すべてを対象とすることも、特定事業部の取引先に絞ることも可能です。また、「輸出取引信用保険」においては、輸出取引に基づく売掛債権を対象とすることができます。

イ. 会社役員賠償責任保険（D&O保険）

会社役員が、その業務遂行のために行った



行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損害に対して保険金をお支払いします。

ウ. 企業犯罪補償保険

（販売名称：クライムガード）

従業員や第三者の犯罪行為等により会社が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、金融機関向けに、インターネットバンキング不正使用に係る被害に対して、金融機関が規定等によりその損害を補償した場合に限定した契約も可能です。

（3）その他の主な取扱商品

ア. 企業財物の保険

①普通火災保険（一般物件用）

建物や動産に生じた火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災による損害に加え、臨時に要する費用、残存物の取片づけ費用（清掃費用等のあと片づけ費用）および損害防止費用等について保険金をお支払いします。

②店舗総合保険

店舗、事務所、併用住宅などの建物とその建物内の動産等について、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災による損害のほか、物体の落下・衝突、水濡れ、騒擾・労働争議、盜難、水災などによる損害について保険金をお支払いします。

③建設工事保険

ビル、工場建物、住宅などの建物の建築工事や増改築工事に関する保険です。工事の着工から引渡しまでの間に、工事現場で生じる不測かつ突発的な事故によって、工事の対象、工事用材料等に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

④機械保険

機械設備を対象とした保険です。従業員の誤操作・電気的事故・物体の落下など不測かつ突発的な事故によって、機械設備に損害が生じた場合、その修理費や再取得費用について保険金をお支払いします。

イ. 賠償責任の保険

①施設所有（管理）者賠償責任保険

工場、事務所、店舗などの各種施設の構造上

の欠陥や管理の不備による偶然な事故、またはその施設を拠点としてその内外で行なう業務の遂行中に生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

②生産物賠償責任保険

生産、販売した物(生産物)が他人に引き渡された後、または行なった仕事が終了した後、その生産物または仕事の結果によって生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

③請負業者賠償責任保険

ビル建設、道路建設、土木工事などの請負業者が行なう仕事の遂行中に生じる偶然な事故、

または請負作業を行なうために所有、使用、管理している施設の欠陥や管理の不備による偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

ウ. 地震保険

居住用建物および家財について、地震、噴火、津波によって生じた火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象が損害を被った場合に保険金をお支払いします。ご希望されない場合を除き各種火災保険とセットで契約し、基本契約の30%～50%に相当する額の範囲内で地震保険金額(他の地震保険契約を含め建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります)を設定します。

2. 主な商品の開発・改定状況

当社において、平成17年4月以降実施した主な商品(特約を含む)の開発・改定状況は以下のとおりです。

年月		主な商品の開発・改定状況
平成17年	4月	地震保険長期係数の改定
	7月	労働災害総合保険「業務外補償費用担保特約」等の発売
	11月	医療保険「疾病入院支援特約」「疾病入院初期費用特約」等の発売
平成18年	8月	傷害保険「地方公務員賠償責任担保特約」の発売
	10月	火災保険の商品・料率改定
平成19年	4月	火災保険長期係数の改定
	10月	傷害保険の商品・料率改定 地震保険の料率改定
	1月	火災保険・地震保険の商品・料率改定
平成22年	4月	傷害保険・新種保険等の商品改定
	10月	傷害保険の料率改定
	1月	輸出取引信用保険の発売
平成24年	4月	団体長期障害所得補償保険の商品改定
	10月	特定3疾病による就業障害のみ補償特約付団体長期障害所得補償保険の商品改定
平成25年	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定(暴力団排除条項の導入) 傷害保険の商品・料率改定
	7月	地震保険の料率改定
平成27年	1月	企業犯罪補償保険(販売名称: クライムガード)新特約の発売
	10月	火災保険の料率改定
平成28年	4月	取引信用保険の商品改定 会社役員賠償責任保険の商品改定

3. リスクソリューション®サービス

企業は、自らを取り巻くリスクを管理し(リスクマネジメント)、これらのリスクが顕在化しないよう予防・排除の対策を講じ(リスクコントロール)、残ったリスクに対しては、保険等による外部へのリスク移転や、積立金や準備金等によるリスク保有で対応します(リスクファイナンス)。

当社では、リスクマネジメントによる「保険へのリスク移転」の手法を一步進めた「リスクソリューション®」^{※1}というサービス・コンセプトを日本においていち早く打ち出し、専門部署を設置するとともに、企業のリスク課題に対し、コンサルティングを含む保険商品・サービスのご提供を通じてソリューション(解決策)をご提供しています。

現在、当社独自のリスクソリューション®型商品として、信用リスク分野の課題に対し、法人のお客さまの与信管理の充実に役立つ「取引信用保険」や「輸出取引信用保険」を、オペレーショナルリスク分野の課題に対し、経営者のみなさまの賠償責任リスクに対応する「会社役員賠償責任保険(D&O保険)」、金融機関向けにインターネットバンキング不正使用に係る被害等を補償する「企業犯罪補償保険(販売名称: クライムガード)」等を開発、販売しています。^{※2}

※1 「リスクソリューション®」は明治安田損害保険の登録商標です(商標登録番号:4629633号)。

※2 商品内容についてはP.42をご参照ください。

4. 代理店の役割と業務内容

代理店は、お客様のニーズを的確に把握し、適切な商品をご提供するなど、お客様と保険会社を結ぶ重要な役割を担っています。

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき委託された保険種類について、当社を代理して主に次の業務を行ないます。

- ・保険契約の締結
- ・保険契約の変更・解約等のお申し出の受付
- ・保険料の領収または返還
- ・保険料領収証の発行および交付ならびに保険証券の交付
- ・保険の対象の調査

- ・保険契約の維持・管理に関する事項
- ・保険契約の満期更改業務 等

5. 損害保険代理店制度および募集態勢

保険会社は「保険業法」をはじめその他の法令や、金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に適正な保険契約の募集および業務遂行を指導することが求められています。

損害保険代理店制度は、お客さまサービスの充実ならびに代理店の資質の向上等を目的とする制度で、各損害保険会社が独自の制度を運営しています。

当社においては、企業・団体のお客さまに最適な商品と最優のサービスを提供するために、代理店の高度な業務能力と保険募集における適正な業務遂行を確保するため、以下の代理店教育・管理・指導を行なっています。

<代理店登録>

損害保険の募集を行なうことができる者の範囲は、保険業法により「損害保険会社の役員もしくは使用人」と「損害保険代理店またはその役員もしくは使用人」とされています。損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を結んだ後、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員もしくは使用人として保険の募集に従事する者は、内閣総理大臣に届け出る必要があります。

<代理店教育>

当社の代理店教育は、お客様のさまざまなニーズにお応えし、充実したサービスを提供できる代理店の育成を主眼としています。損害保険代理店資格試験制度を通じた代理店の知識レベルの確保と向上、各種の情報提供や代理店商品教育・研修の施策を通じた募集コンプライアンス、商品・引受知識、事務・事故対応サポートなど、業務対応力の一層の向上を目指して教育を行なっています。

なお、一般社団法人日本損害保険協会が実施している「損害保険募集人一般試験」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなどに関する「基礎

単位」と、「自動車保険」、「火災保険」、「傷害疾病保険」に関する商品単位(3単位)により構成されており、各単位は5年ごとの更新制となっています。各社は業界自主ルールとして、「基礎単位」の合格を保険募集のための要件(登録・届出要件)としており、自動車保険、火災保険または傷害疾病保険に関する商品説明(概要を含む)、意向確認または契約締結のいずれかを行なおうとする募集人は、その取扱種目に応じた「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品の取扱いができないこととしています。当社においても、各募集人の資格取得・資格更新状況を管理しており、無資格募集等が発生しないよう、ルールを遵守した取組みを行なっています。また、「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人が、損害保険募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指す仕組みとして「損害保険大学課程」を実施しています。

<代理店管理>

当社の代理店管理は、お客さまの利益を損なうことがないよう、適正な代理店業務が行なわれることを目的としています。契約内容・契約取扱状況確認等を通じた適切な代理店管理を行なうとともに、担当者による代理店監査・点検フォローの実施を通じた代理店業務のモニタリングに努めています。

<代理店指導>

当社の代理店指導は、常にお客さまの立場に立ち、適切な保険販売が行なわれることを目的として実施しています。商品引受業務、募集コンプライアンス、事務取扱い等に関する指導を通じ、適切な代理店業務の定着化を図るとともに、保険募集のさらなる適正化を推進するため、代理店に対する個別指導を行なっています。

<代理店数>

平成28年3月31日現在、当社の委託代理店は532店です。

業績データ

«事業の概況»

1 保険の引受

1. 保険料・従業員一人当たり保険料

(1) 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	416	2.9		458	3.1	394	2.6
海 上	39	0.3		40	0.3	50	0.3
傷 害	11,388	78.5		11,556	78.6	11,921	78.4
自 動 車	△4	△0.0		2	0.0	2	0.0
自動車損害賠償責任	980	6.8		960	6.5	893	5.9
そ の 他	1,691	11.7		1,686	11.5	1,946	12.8
合 計	14,511	100.0		14,705	100.0	15,207	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受・受再契約に係る収入保険料から出再契約に係る支払再保険料を控除したものです。

(2) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	614	4.1		701	4.6	642	4.2
海 上	1	0.0		1	0.0	3	0.0
傷 害	11,830	78.6		11,936	78.2	12,189	78.8
自 動 車	△0	△0.0		—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	2,611	17.3		2,620	17.2	2,628	17.0
合 計	15,058	100.0		15,259	100.0	15,464	100.0
うち収入積立保険料	7	0.0		1	0.0	1	0.0
従業員一人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料)	83			87		84	

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)は、元受保険料から元受解約返戻金・その他返戻金を差し引いた金額です。(積立保険の積立保険料部分を含みます)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = $\frac{\text{元受正味保険料(含む収入積立保険料)}}{\text{従業員数}}$

2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額

(1) 受再正味保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	360	24.1		△0	△0.1	9	0.8
海 上	44	3.0		45	4.2	54	5.0
傷 害	—	—		—	—	—	—
自 動 車	2	0.2		2	0.2	2	0.2
自動車損害賠償責任	980	65.7		960	87.9	893	82.1
そ の 他	105	7.0		85	7.8	129	11.9
合 計	1,492	100.0		1,092	100.0	1,088	100.0

(2) 支払再保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	551	27.1		241	14.7	256	19.1
海 上	6	0.3		6	0.4	7	0.6
傷 害	441	21.7		379	23.1	268	20.0
自 動 車	6	0.3		—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	1,025	50.5		1,018	61.9	811	60.4
合 計	2,032	100.0		1,645	100.0	1,344	100.0

3. 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	55			34		44	
海 上	4			4		3	
傷 害	20			26		18	
自 動 車	—			—		—	
自動車損害賠償責任	22			26		26	
そ の 他	6			10		18	
合 計	110			103		112	

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額を表示しております。

4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

(1) 正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	159	2.9		274	5.0	184	3.4
海 上	49	0.9		16	0.3	14	0.3
傷 害	3,748	69.5		3,835	69.9	3,868	72.1
自 動 車	104	1.9		57	1.0	18	0.3
自動車損害賠償責任	1,083	20.1		1,041	19.0	1,010	18.8
そ の 他	246	4.6		264	4.8	266	5.0
合 計	5,392	100.0		5,489	100.0	5,362	100.0

(注) 正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

(2) 元受正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	154	3.5		263	5.7	191	4.3
海 上	0	0.0		—	—	—	—
傷 害	3,877	86.9		3,922	84.2	3,945	88.9
自 動 車	145	3.3		56	1.2	16	0.4
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	283	6.4		417	9.0	283	6.4
合 計	4,460	100.0		4,660	100.0	4,437	100.0

5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額

(1) 受再正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	87	7.0		72	6.4	13	1.3
海 上	50	4.1		16	1.5	15	1.5
傷 害	—	—		—	—	—	—
自 動 車	3	0.3		1	0.1	1	0.2
自動車損害賠償責任	1,083	87.6		1,041	91.2	1,010	94.5
そ の 他	12	1.0		9	0.8	27	2.6
合 計	1,237	100.0		1,141	100.0	1,069	100.0

(2) 回収再保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	82	27.1		61	19.7	21	14.7
海 上	0	0.1		0	0.1	0	0.6
傷 害	128	42.1		87	28.0	76	53.2
自 動 車	44	14.5		0	0.2	0	0.1
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	49	16.2		162	52.0	45	31.3
合 計	305	100.0		312	100.0	144	100.0

6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	43.6	101.3	144.9	63.4	78.1	141.5	51.2	80.0	131.1
海 上	127.6	68.3	195.9	40.5	68.2	108.6	29.3	78.5	107.9
傷 害	38.1	47.0	85.1	39.3	48.7	88.0	38.7	48.1	86.8
自 動 車	—	—	—	2,515.3	225.7	2,741.0	965.9	221.1	1,187.0
自動車損害賠償責任	110.5	—	110.5	108.4	—	108.4	113.1	—	113.1
そ の 他	17.1	63.1	80.2	18.1	63.8	81.9	15.4	61.7	77.1
合 計	41.8	47.4	89.2	42.6	48.3	90.8	40.5	47.9	88.5

(注) 1. 正味損害率 = $\frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}}$ 2. 正味事業費率 = $\frac{\text{諸手数料及び集金費} + \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{正味収入保険料}}$

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

7. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	18.0	34.4	52.4	22.8	23.0	45.9	24.2	59.5	83.7
海 上	95.3	60.4	155.7	37.1	62.2	99.4	34.3	71.3	105.6
傷 害	38.2	46.4	84.6	37.7	48.0	85.6	38.8	47.3	86.1
(医 療)	(48.9)			(52.1)			(52.1)		
(が ん)	(-)			(-)			(-)		
(介 護)	(-)			(-)			(-)		
(そ の 他)	(33.6)			(31.4)			(32.5)		
自 動 車	20.4	307.2	327.6	5,743.9	997.1	6,741.0	△727.0	206.5	△520.5
そ の 他	48.2	46.0	94.2	11.2	46.5	57.7	33.6	49.5	83.1
合 計	37.7	45.0	82.7	32.0	45.3	77.3	37.2	48.2	85.5

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率 = $\frac{\text{出再控除前の発生損害額} + \text{損害調査費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$ 3. 事業費率 = $\frac{\text{支払諸手数料及び集金費} + \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$

4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

8. 未収再保険金の額

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
① 年度開始時の未収再保険金	120 (38)	97 (37)	96 (29)
② 当該年度に回収できる事由が発生した額	299 (47)	312 (31)	143 (28)
③ 当該年度回収等	322 (47)	313 (39)	159 (27)
④ ①+②-③=年度末の未収再保険金	97 (37)	96 (29)	80 (30)

(注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

年 度 区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国 内 契 約	100.0	100.0	100.0
海 外 契 約	0.0	0.0	0.0

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

10. 出再を行なった再保険者の数

年 度 区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
出再先保険会社の数	15 (2)	14 (1)	13 (1)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを含む)を対象にしております。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

11. 出再保険料の上位5社の割合

(単位：%)

年 度 区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
出再保険料のうち 上位5社の出再先に集中している割合	74.83 (99.67)	77.95 (99.69)	71.00 (99.64)

(注) ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

12. 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

年 度	格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・ 不明・BB以下)	合計
平成27年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
平成26年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
平成25年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを除く)を対象としております。格付区分は、スタンダード&プアーズ社(S&P社)の格付を使用し、同社の格付がない場合はAM Best社の格付を使用しております。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

13. 保険引受利益

(単位：百万円)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保 険 引 受 収 益	14,830	14,943	15,247
保 険 引 受 費 用	9,696	9,363	9,966
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,056	4,207	4,221
そ の 他 収 支	10	15	8
保 険 引 受 利 益	1,087	1,388	1,067

- (注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書に記載の平成25年度4,136百万円、平成26年度4,290百万円、平成27年度4,297百万円のうち保険引受に係る金額です。
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

【保険種目別保険引受利益】

(単位：百万円)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火 災	△87	△252	△42
海 上	△31	△6	△16
傷 害	1,299	1,259	976
自 動 車	△14	△33	14
自動車損害賠償責任	—	—	—
そ の 他	△77	420	136
合 計	1,087	1,388	1,067

14. 契約者配当

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えた保険契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、毎月の満期契約毎に契約者配当金を計算してお支払いします。

なお、平成27年度に満期を迎えたご契約につきましては、長引く低金利情勢の影響もあり、契約者配当金はございませんでした。

15. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	143百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

2 資産運用の状況

1. 資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総 資 産	80,611	100.0		80,953	100.0	82,238	100.0
運 用 資 産	76,041	94.3		76,820	94.9	78,225	95.1
預 貯 金	2,506	3.1		2,196	2.7	3,233	3.9
コールローン	—	—		—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—		—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—		—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—		—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—		—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—		—	—	—	—
有 価 証 券 (う ち 株 式)	69,967 (1)	86.8 (0.0)		71,097 (1)	87.8 (0.0)	71,473 (2)	86.9 (0.0)
貸 付 金	—	—		—	—	0	0
土 地 ・ 建 物	3,568	4.4		3,526	4.4	3,519	4.3

2. 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	566	0.82	527	0.76	521	0.74	
貸 付 金	0	1.58	—	—	0	1.59	
土 地 ・ 建 物	121	3.36	102	2.88	102	2.88	
小 計	687	0.92	630	0.84	623	0.82	
地 震 保 険 運 用 益 等	0	—	0	—	0	—	
合 計	688	—	630	—	624	—	

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り) = $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしております。
ただし、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権は各月平均残高の合計額を12で除したものとしております。

時価会計導入を機に、業界として損害保険会社の開示利回りのあり方を見直した結果、従来の運用資産利回り(インカム利回り)のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の二つの利回りを開示しています。

(1) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。

(2) (参考) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

それぞれの利回りにつきましては、次頁の項目3、項目4を参照ください。

3. 資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円、%)

年 度 区分	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	0	2,006	0.00	0	2,013	0.00	0	2,213	0.00
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 錢 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 錢 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	566	69,419	0.82	527	69,822	0.76	513	70,427	0.73
（公 社 債）	(564)	(69,418)	(0.81)	(527)	(69,821)	(0.76)	(513)	(68,791)	(0.75)
（株 式）	(1)	(1)	(137.39)	(0)	(1)	(20.43)	(0)	(2)	(11.36)
（外 国 証 券）	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
（その他の証券）	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(1,633)	(0.00)
貸 付 金	0	0	1.58	—	—	—	0	0	1.59
土 地 ・ 建 物	121	3,618	3.36	102	3,569	2.88	102	3,546	2.88
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	688	75,044	0.92	630	75,405	0.84	616	76,186	0.81

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) = $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしております。

ただし、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権は各月平均残高の合計額を12で除したものとしております。

4. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円、%)

年 度 区分	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	0	2,006	0.00	0	2,013	0.00	0	2,213	0.00
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 錢 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 錢 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	341	70,642	0.48	635	70,820	0.90	739	71,532	1.03
（公 社 債）	(339)	(70,641)	(0.48)	(634)	(70,819)	(0.90)	(899)	(69,897)	(1.29)
（株 式）	(1)	(1)	(137.39)	(0)	(1)	(20.43)	(0)	(2)	(11.36)
（外 国 証 券）	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
（その他の証券）	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(△160)	(1,633)	(△9.85)
貸 付 金	0	0	1.58	—	—	—	0	0	1.59
土 地 ・ 建 物	121	3,618	3.36	102	3,569	2.88	102	3,546	2.88
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	463	76,268	0.61	738	76,403	0.97	841	77,292	1.09

(注) 時価総合利回り = $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額} - \text{前期末評価差額}) + \text{継延ヘッジ損益増減}}{\text{月平均運用額} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額} + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$

*税効果控除前の金額による

5. 海外投融資残高および利回り

該当事項はありません。

6. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年 度	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り
公社債	0.81	0.81	0.48	0.76	0.76	0.90	0.76	0.75	1.29	
株式	137.39	137.39	137.39	20.43	20.43	20.43	11.36	11.36	11.36	
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の証券	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	△9.85	
合 計	0.82	0.82	0.48	0.76	0.76	0.90	0.74	0.73	1.03	

(注) 1. 「区分」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」、および「社債」を指しております。

2. 運用資産利回り(インカム利回り)は、P.53の項目2と同様の方法により算出したものです。

3. 資産運用利回り(実現利回り)は、P.54の項目3と同様の方法により算出したものです。

4. 時価総合利回りは、P.54の項目4と同様の方法により算出したものです。

7. 公共関係投融資（新規引受ベース）

該当事項はありません。

8. ローン金利

(単位：%)

貸付の種類	実施日(上段) / 利率(下段)			
	平成27年 4月1日	平成27年 9月10日	平成28年 2月10日	平成28年 3月10日
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	1.15	1.10	1.00	0.95

3 特別勘定に関する指標

該当事項はありません。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

区分	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	66,947	67,792	68,902
資本金又は基金等	56,795	56,978	57,136
価格変動準備金	97	108	113
危険準備金	34	34	34
異常危険準備金	8,107	8,618	9,116
一般貸倒引当金	—	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	898	994	1,198
土地の含み損益	569	651	915
払戻積立金超過額	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	445	405	389
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2 + R_5 + R_6}$	2,577	2,698	2,735
一般保険リスク (R ₁)	1,684	1,717	1,782
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—	—
予定利率リスク (R ₃)	9	9	8
資産運用リスク (R ₄)	1,260	1,220	1,221
経営管理リスク (R ₅)	67	69	70
巨大災害リスク (R ₆)	400	516	500
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × 1/2] × 100	5,195.5	5,024.6	5,036.7

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、平成25年度および平成26年度の比率は、平成28年内閣府令第16号および平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- ① 保険引受け上の危険:保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
(一般保険リスク)
(第三分野保険の保険リスク)
- ② 予定利率上の危険:実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
- ③ 資産運用上の危険:保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
- ④ 経営管理上の危険:業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
(経営管理リスク)
- ⑤ 巨大災害に係る危険:通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定期等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

《経理の概況》

1 計算書類等

1. 貸借対照表

(単位: 百万円、%)

科 目	年 度		平成25年度 (平成26年3月31日現在)		平成26年度 (平成27年3月31日現在)		平成27年度 (平成28年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)								
現 金 及 び 預 貯 金	2,510	3.11	2,199	2.72	3,236	3.93		
現 金	4		2		2			
預 貯 金	2,506		2,196		3,233			
有 価 証 券	69,967	86.80	71,097	87.83	71,473	86.91		
国 債	68,273		70,934		67,530			
地 方 債	1,010		—		—			
社 債	682		161		100			
株 式	1		1		2			
その 他 の 証 券	—		—		3,839			
貸 付 金	—	—	—	—	0	0.00		
保 険 約 款 貸 付	—		—		0			
有 形 固 定 資 産	3,643	4.52	3,578	4.42	3,578	4.35		
土 地	2,593		2,593		2,593			
建 物	974		933		925			
その 他 の 有 形 固 定 資 産	75		51		59			
無 形 固 定 資 産	1,689	2.10	1,557	1.92	1,486	1.81		
ソ フ ト ウ エ ア	1,024		1,448		1,286			
その 他 の 無 形 固 定 資 産	665		109		199			
そ の 他 資 産	2,285	2.83	2,246	2.78	2,197	2.67		
代 理 店 貸	1,641		1,614		1,568			
共 同 保 険 貸	62		67		79			
再 保 険 貸	116		90		104			
外 国 再 保 険 貸	7		29		2			
未 収 金	6		10		7			
未 収 収 益	131		130		125			
預 託 金	0		2		2			
地 震 保 険 預 託 金	78		83		88			
仮 払 金	239		218		217			
繰 延 税 金 資 産	515	0.64	273	0.34	266	0.32		
貸 倒 引 当 金	△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00		
資 产 の 部 合 計	80,611	100.00	80,953	100.00	82,238	100.00		

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	平成25年度 (平成26年3月31日現在)		平成26年度 (平成27年3月31日現在)		平成27年度 (平成28年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)							
保 险 契 約 準 備 金		19,977	24.78	19,989	24.69	20,722	25.20
支 払 備 金		5,511		5,307		5,514	
責 任 準 備 金		14,465		14,682		15,208	
そ の 他 負 債		2,189	2.72	2,065	2.55	2,389	2.91
共 同 保 险 借		109		117		123	
再 保 险 借		19		13		7	
外 国 再 保 险 借		159		155		141	
未 払 法 人 税 等		484		273		431	
預 り 金		106		103		104	
前 受 収 益		8		8		8	
未 払 金		601		656		819	
仮 受 金		701		735		753	
賞 与 引 当 金		104	0.13	108	0.13	129	0.16
特 别 法 上 の 準 備 金		97	0.12	108	0.13	113	0.14
価 格 変 動 準 備 金		97		108		113	
負 債 の 部 合 計		22,369	27.75	22,271	27.51	23,355	28.40
(純資産の部)							
資 本 本 金		52,000	64.51	52,000	64.23	52,000	63.23
資 本 剰 余 金		1,455	1.80	1,455	1.80	1,455	1.77
資 本 準 備 金		1,455		1,455		1,455	
利 益 剰 余 金		4,096	5.08	4,440	5.48	4,468	5.43
利 益 準 備 金		2,188		2,339		2,523	
そ の 他 利 益 剰 余 金		1,908		2,100		1,945	
繰 越 利 益 剰 余 金		1,908		2,100		1,945	
株 主 資 本 合 計		57,551	71.39	57,895	71.52	57,923	70.43
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		690	0.86	786	0.97	958	1.17
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		690	0.86	786	0.97	958	1.17
純 資 産 の 部 合 計		58,242	72.25	58,681	72.49	58,882	71.60
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		80,611	100.00	80,953	100.00	82,238	100.00

貸借対照表の注記(平成27年度)

(注) 1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - ①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - ②その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - ③その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法により行っております。
- (3) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- (5) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (6) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資産の運用にあたり、安全性・健全性・流動性に留意し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としております。運用資産は主に有価証券であり、国内の公社債による運用を基本としつつ、運用収益向上を企図して投資信託による運用も行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、国内の公社債を中心とする有価証券であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しております。これらは、金利リスクを中心とした市場関連リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。投資信託は金利、株価、為替などの市場関連リスクや発行体の信用リスクに晒されております。また、未払金その他の金融負債の支払など資金管理に関して流動性リスクに晒されております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

③金融商品に係るリスク管理体制

(i) 市場関連リスクの管理

当社は、市場関連リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め市場関連リスク管理を行うとともに、リスク管理にかかる審議等を行なうリスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。

市場関連リスクの管理にあたっては、損失限度枠等、リスク管理上必要と判断される限度枠を設定し、また、定期的に見直しを行っております。さらに、当社ではVaR手法によるリスク量の計測に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。

(ii) 信用リスクの管理

当社は、信用リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め信用リスク管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。信用リスクの管理にあたっては、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図るとともに、特に一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め流動性リスク管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。流動性リスクの管理にあたっては、低流動性資産の運用制限、大口資金移動の事前把握等により、手元流動性水準を的確にコントロールしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	3,236	3,236	—
②有価証券			
満期保有目的の債券	18,702	20,791	2,089
その他有価証券	52,768	52,768	—
③代理店貸	1,568	1,568	—
資産計	76,275	78,364	2,089

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

①現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価について、債券は期末日の市場価格によっております。投資信託については、取引金融機関から提示された基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(i) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	18,080	20,173	2,092
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	621	618	△3
合 計		18,702	20,791	2,089

(ii) その他有価証券の当事業年度中の売却額は1,400百万円であり、売却損の合計額は8百万円であります。また、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	48,379	46,886	1,492
	株 式	—	—	—
	その他	1,016	1,000	16
	小計	49,395	47,886	1,508
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	550	550	△0
	株 式	—	—	—
	その他	2,822	3,000	△177
	小計	3,372	3,550	△177
合 計		52,768	51,436	1,331

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

(iii) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(iv) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

③代理店貸

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります、「資産② 有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額2百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金				
預貯金	3,233	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	8,560	8,720
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	9,415	24,684	12,685	—
地方債	—	—	—	—
社債	100	—	—	—
代理店貸	1,568	—	—	—
合計	14,316	24,684	21,245	8,720

3. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都にある本社ビルにおいて一部賃貸をしており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,026百万円、時価は1,400百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による鑑定評価によっております。

4. 有形固定資産の減価償却累計額は2,012百万円であります。

5. 関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円、金銭債務の総額は743百万円であります。

6. 繰延税金資産の総額は3,313百万円、繰延税金負債の総額は590百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は2,456百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金2,647百万円、支払備金409百万円及びソフトウェア173百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金372百万円、自動車損害賠償責任保険にかかる責任準備金217百万円であります。

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正は次のとおりであります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.85%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.24%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.00%となります。

この税率変更により、責任準備金は9百万円、その他有価証券に係る評価差額金は11百万円、法人税等調整額は12百万円それぞれ増加し、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は1百万円、当期純利益は21百万円それぞれ減少しております。

7. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く）	6,360百万円
同上にかかる出再支払備金	1,232百万円
差引(イ)	5,128百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（口）	385百万円
計 (イ+口)	5,514百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	6,250百万円
同上にかかる出再責任準備金	966百万円
差引(イ)	5,284百万円
その他の責任準備金（口）	9,924百万円
計 (イ+口)	15,208百万円

8. 1株当たりの純資産額は147,206円15銭であります。

算定上の基礎である純資産額は58,882百万円、普通株式の期末株式数は400千株であります。

9. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
経 常 収 益	15,500	15,547	15,840	
保 険 引 受 収 益	14,830	14,943	15,247	
正味収入保険料	14,511	14,705	15,207	
収 入 積 立 保 険 料	7	1	1	
積 立 保 険 料 等 運 用 益	28	32	37	
支 払 備 金 戻 入 額	—	204	—	
責 任 準 備 金 戻 入 額	282	—	—	
為 替 差 益	0	—	0	
そ の 他 保 険 引 受 収 益	—	0	0	
資 産 運 用 収 益	660	598	586	
利 息 及 び 配 当 金 収 入	688	630	624	
有 価 証 券 売 却 益	0	—	—	
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△28	△32	△37	
そ の 他 経 常 収 益	9	4	6	
経 常 費 用	13,835	13,655	14,272	
保 険 引 受 費 用	9,696	9,363	9,966	
正味支払保険金	5,392	5,489	5,362	
損 害 調 査 費	669	767	803	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	2,819	2,890	3,066	
満 期 返 戻 金	607	—	—	
支 払 備 金 繰 入 額	207	—	207	
責 任 準 備 金 繰 入 額	—	216	526	
為 替 差 損	—	0	—	
そ の 他 保 険 引 受 費 用	0	0	—	
資 産 運 用 費 用	—	—	8	
有 価 証 券 売 却 損	—	—	8	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,136	4,290	4,297	
そ の 他 経 常 費 用	2	0	0	
そ の 他 の 経 常 費 用	2	0	0	
経 常 利 益	1,664	1,891	1,567	
特 別 損 失	12	11	7	
固 定 資 産 処 分 損	1	0	1	
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	10	10	5	
価 格 变 動 準 備 金	10	10	5	
税 引 前 当 期 純 利 益	1,652	1,880	1,560	
法 人 税 及 び 住 民 税	657	551	661	
法 人 税 等 調 整 額	87	229	△46	
法 人 税 等 合 計	745	780	614	
当 期 純 利 益	907	1,099	945	

損益計算書の注記(平成27年度)

(注) 1. 関係会社との取引による収益総額は117百万円、費用総額は1,181百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	16,551百万円
支払再保険料	1,344百万円
差 引	15,207百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	5,506百万円
回収再保険金	144百万円
差 引	5,362百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	3,310百万円
出再保険手数料	243百万円
差 引	3,066百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	513百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	287百万円
差 引 (イ)	226百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額 (口)	△19百万円
計 (イ+口)	207百万円
(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。	
普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	134百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	54百万円
差 引 (イ)	80百万円
その他の責任準備金繰入額 (口)	446百万円
計 (イ+口)	526百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	521百万円
貸付金利息	0百万円
不動産賃貸料	102百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	624百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額は2,363円14銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額及び普通株式に係る当期純利益金額は945百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

科 目		年 度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
資産の部	現 金 及 び 預 貯 金		2,083	2,957	2,510	2,199	3,236
	有 価 証 券		70,232	69,251	69,967	71,097	71,473
	貸 付 金		10	1	—	—	0
	有 形 固 定 資 産		3,681	3,651	3,643	3,578	3,578
	無 形 固 定 資 産		1,601	1,360	1,689	1,557	1,486
	そ の 他 資 産		2,319	2,359	2,285	2,246	2,197
	繰 延 税 金 資 産		825	533	515	273	266
	貸 倒 引 当 金		△0	△0	△0	△0	△0
資産の部合計			80,753	80,115	80,611	80,953	82,238
負債及び純資産の部	保 険 契 約 準 備 金		21,679	20,053	19,977	19,989	20,722
	そ の 他 負 債		2,167	1,965	2,189	2,065	2,389
	賞 与 引 当 金		120	110	104	108	129
	特 別 法 上 の 準 備 金		75	86	97	108	113
	価 格 変 動 準 備 金		75	86	97	108	113
	負債の部合計		24,043	22,215	22,369	22,271	23,355
	資 本 金		52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	資 本 剰 余 金		1,455	1,455	1,455	1,455	1,455
	利 益 剰 余 金		2,725	3,597	4,096	4,440	4,468
	(繰越利益剰余金)		(640)	(1,490)	(1,908)	(2,100)	(1,945)
	株 主 資 本 合 計		56,180	57,052	57,551	57,895	57,923
	その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計		529	846	690	786	958
純資産の部合計			56,710	57,899	58,242	58,681	58,882
負債及び純資産の部合計			80,753	80,115	80,611	80,953	82,238

4. 損益計算書の推移

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益		15,390	16,745	15,500	15,547	15,840
保 険 引 受 収 益		14,654	16,019	14,830	14,943	15,247
正 味 収 入 保 険 料		13,868	14,300	14,511	14,705	15,207
収 入 積 立 保 険 料		69	38	7	1	1
積 立 保 険 料 等 運 用 益		66	28	28	32	37
支 払 備 金 戻 入 額		—	—	—	204	—
責 任 準 備 金 戻 入 額		650	1,651	282	—	—
為 替 差 益		—	—	0	—	0
そ の 他 保 険 引 受 収 益		—	—	—	0	0
資 産 運 用 収 益		732	721	660	598	586
利 息 及 び 配 当 金 収 入		798	748	688	630	624
有 価 証 券 売 却 益		—	1	0	—	—
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△66	△28	△28	△32	△37
そ の 他 経 常 収 益		4	3	9	4	6
経 常 費 用		14,441	15,158	13,835	13,655	14,272
保 険 引 受 費 用		10,046	10,821	9,696	9,363	9,966
正 味 支 払 保 険 金		6,048	5,290	5,392	5,489	5,362
損 害 調 査 費		651	616	669	767	803
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		2,704	2,870	2,819	2,890	3,066
満 期 返 戻 金		483	2,017	607	—	—
支 払 備 金 繰 入 額		158	25	207	—	207
責 任 準 備 金 繰 入 額		—	—	—	216	526
為 替 差 損		0	0	—	0	—
そ の 他 保 険 引 受 費 用		0	0	0	0	—
資 産 運 用 費 用		—	—	—	—	8
有 価 証 券 売 却 損		—	—	—	—	8
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		4,392	4,336	4,136	4,290	4,297
そ の 他 経 常 費 用		2	0	2	0	0
そ の 他 の 経 常 費 用		2	0	2	0	0
経 常 利 益		949	1,586	1,664	1,891	1,567
特 別 利 益		5	—	—	—	—
そ の 他 特 別 利 益		5	—	—	—	—
特 別 損 失		58	12	12	11	7
固 定 資 産 処 分 損		46	1	1	0	1
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		12	11	10	10	5
価 格 変 動 準 備 金		12	11	10	10	5
税 引 前 当 期 純 利 益		895	1,574	1,652	1,880	1,560
法 人 税 及 び 住 民 税		663	443	657	551	661
法 人 税 等 調 整 額		△28	150	87	229	△46
法 人 税 等 合 計		635	593	745	780	614
当 期 純 利 益		260	980	907	1,099	945

5. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成25年度 (平成25年4月 1 日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月 1 日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月 1 日から 平成28年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益(△は損失)		1,652	1,880	1,560
減価償却費		603	647	583
支払備金の増減額(△は減少)		207	△204	207
責任準備金の増減額(△は減少)		△282	216	526
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△0	△0	—
賞与引当金の増減額(△は減少)		△6	4	20
価格変動準備金の増減額(△は減少)		10	10	5
利息及び配当金収入		△688	△630	△624
有価証券関係損益(△は益)		△0	—	—
有形固定資産関係損益(△は益)		0	0	1
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△775	△391	△381
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△121	88	169
小計		599	1,621	2,068
利息及び配当金の受取額		972	927	932
法人税等の支払額		△310	△762	△507
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,261	1,787	2,493
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△11,796	△12,544	△17,626
有価証券の売却・償還による収入		10,566	11,226	17,172
貸付けによる支出		△0	—	△0
貸付金の回収による収入		2	—	—
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△1,227 (33)	△1,317 (469)	△454 (2,039)
有形固定資産の取得による支出		△71	△25	△86
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,299	△1,342	△540
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金の支払額		△408	△756	△916
財務活動によるキャッシュ・フロー		△408	△756	△916
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△446	△311	1,036
現金及び現金同等物期首残高		2,957	2,510	2,199
現金及び現金同等物期末残高		2,510	2,199	3,236

(注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求預金および取得から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなってあります。

6. 株主資本等変動計算書

【平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）】

(単位：百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,339	2,100	4,440	57,895	786	786	58,681			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	—	△916	△916	△916	—	—	△916			
当期純利益	—	—	—	—	945	945	945	—	—	945			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	183	△183	—	—	172	172	172			
当期変動額合計	—	—	—	183	△154	28	28	172	172	200			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,523	1,945	4,468	57,923	958	958	58,882			

【平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）】

(単位：百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,188	1,908	4,096	57,551	690	690	58,242			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	—	△756	△756	△756	—	—	△756			
当期純利益	—	—	—	—	1,099	1,099	1,099	—	—	1,099			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	151	△151	—	—	95	95	95			
当期変動額合計	—	—	—	151	192	343	343	95	95	439			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,339	2,100	4,440	57,895	786	786	58,681			

【平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）】

(単位：百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,106	1,490	3,597	57,052	846	846	57,899			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	—	△408	△408	△408	—	—	△408			
当期純利益	—	—	—	—	907	907	907	—	—	907			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	81	△81	—	—	△155	△155	△155			
当期変動額合計	—	—	—	81	417	499	499	△155	△155	343			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,188	1,908	4,096	57,551	690	690	58,242			

【株主資本等変動計算書の注記（平成27年度）】

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	400,000	—	—	400,000
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000

2. 配当に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	916百万円	2,291円47銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	787百万円	利益剰余金	1,969円28銭	平成28年3月31日	平成28年6月29日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 1株当たり配当等

年 度 区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1株当たり配当額	1,890円88銭	2,291円47銭	1,969円28銭
1株当たり当期純利益金額	2,269円05銭	2,749円77銭	2,363円14銭
配当性向	83.3%	83.3%	83.3%

8. 1株当たり純資産額

年 度 区 分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
1株当たり純資産額	145,606円17銭	146,704円38銭	147,206円15銭

9. 従業員一人当たり総資産

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
従業員一人当たり総資産	445	462	446

(注) 従業員一人当たり総資産 = $\frac{\text{総資産}}{\text{従業員数}}$

10. 会計監査

当社では、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類及びその附属明細書について、「会社法第436条第2

項第1号」の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、適正である旨の証明を受けています。

2 資産・負債の明細

1. 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分	年 度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
現 金		4	2	2
預 貯 金		2,506	2,196	3,233
(郵 便 振 替)		(5)	(8)	(7)
(当 座 預 金)		(1,603)	(1,534)	(2,052)
(普 通 預 金)		(897)	(654)	(1,173)
(通 知 預 金)		(一)	(一)	(一)
(定 期 預 金)		(一)	(一)	(一)
(讓 渡 性 預 金)		(一)	(一)	(一)
合 計		2,510	2,199	3,236

2. 商品有価証券

該当事項はありません。

3. 保有有価証券の内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 債	債	68,273	97.6	70,934	99.8	67,530	94.5
地 方 債	債	1,010	1.4	—	—	—	—
社 債	債	682	1.0	161	0.2	100	0.1
株 式	式	1	0.0	1	0.0	2	0.0
外 国 証 券	券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	券	—	—	—	—	3,839	5.4
合 計		69,967	100.0	71,097	100.0	71,473	100.0

4. 有価証券残存期間別残高

【平成 27 年度末】

(単位: 百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	9,471	14,160	11,513	9,337	13,199	9,848	67,530
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	100	—	—	—	—	—	100
株式	—	—	—	—	—	2	2
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	3,839	3,839
合計	9,571	14,160	11,513	9,337	13,199	13,689	71,473

【平成 26 年度末】

(単位: 百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	10,217	15,442	11,940	9,299	14,168	9,867	70,934
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	60	100	—	—	—	—	161
株式	—	—	—	—	—	1	1
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	10,277	15,543	11,940	9,299	14,168	9,868	71,097

【平成 25 年度末】

(単位: 百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	8,413	15,319	11,927	9,130	13,930	9,551	68,273
地方債	1,010	—	—	—	—	—	1,010
社債	520	161	—	—	—	—	682
株式	—	—	—	—	—	1	1
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,944	15,480	11,927	9,130	13,930	9,552	69,967

5. 業種別保有株式

(単位: 株、百万円、%)

区分	年度	平成25年度末			平成26年度末			平成27年度末		
		株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
金融保険業	13	1	100.0	13	1	100.0	14	2	100.0	100.0
合計	13	1	100.0	13	1	100.0	14	2	100.0	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しております。

6. 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農林・水産業		—	—	—	—	—	—
鉱業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸・小売業		—	—	—	—	—	—
金融・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・水道・熱供給業		—	—	—	—	—	—
サビス業		—	—	—	—	—	—
その他の (うち個人住宅・消費者ローン)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
小計		—	—	—	—	—	—
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団 約款貸付		—	—	—	—	0	100.0
合計		—	—	—	—	0	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

7. 貸付金使途別内訳

該当事項はありません。

8. 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
担保貸付		—	—	—	—	—	—
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他の 一般貸付		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	0	100.0
約款貸付 (うち劣後特約付貸付)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

9. 貸付金企業規模別内訳

該当事項はありません。

10. 貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

11. 貸付金残存期間別残高

【平成 27 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	—	—	—	—	—	0	0
合計	—	—	—	—	—	0	0

(注) 残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金0百万円は契約者貸付となっております。

【平成 26 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

【平成 25 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

12. 住宅関連融資

該当事項はありません。

13. リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

14. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行なう場合）

該当事項はありません。

15. 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年 度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危 險 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		—	—	0
合 計		—	—	0

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または更生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権の額です。
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。
 3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く。)、以下同じ。)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1.および2.に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。))の額です。
 4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額です。

16. 有形固定資産

(単位：百万円)

区分	年 度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
土 地		2,593	2,593	2,593
（ 営 業 用 ）		(1,836)	(1,836)	(1,836)
（ 賃 貸 用 ）		(756)	(756)	(756)
建 物		974	933	925
（ 営 業 用 ）		(690)	(660)	(655)
（ 賃 貸 用 ）		(284)	(272)	(270)
建 設 仮 勘 定		—	—	—
（ 営 業 用 ）		(—)	(—)	(—)
（ 賃 貸 用 ）		(—)	(—)	(—)
合 计		3,568	3,526	3,519
（ 営 業 用 ）		(2,526)	(2,497)	(2,492)
（ 賃 貸 用 ）		(1,041)	(1,029)	(1,026)
リ 一 ス 資 産		—	—	—
その他の有形固定資産		75	51	59
合 计		3,643	3,578	3,578

17. 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

18. 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

19. 保険契約準備金

(1) 支払準備金

(単位：百万円)

種目	年 度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
火 災		235	233	170
海 上		18	18	21
傷 害		4,120	4,034	4,120
自 動 車		100	72	34
自動車損害賠償責任		407	405	385
そ の 他		628	543	782
合 計		5,511	5,307	5,514

(2) 責任準備金

(単位：百万円)

種目	年 度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
火 災		2,021	2,086	2,072
海 上		47	51	61
傷 害		8,400	8,608	9,122
自 動 車		1,284	1,284	1,283
自動車損害賠償責任		796	765	712
そ の 他		1,915	1,885	1,956
合 計		14,465	14,682	15,208

20. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	-		-			-			-			-		
	1年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	3年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	4年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
最終損害見積り額		-		-			-			-			-		
累計保険金		-		-			-			-			-		
支払備金		-		-			-			-			-		

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	3,976		4,054			3,952			4,009			4,099		
	1年後	3,975	1.000	△0	4,028	0.994	△26	3,944	0.998	△7	3,928	0.980	△81		
	2年後	3,908	0.983	△67	3,838	0.953	△190	3,906	0.990	△38					
	3年後	3,859	0.987	△49	3,771	0.983	△66								
	4年後	3,899	1.010	39											
最終損害見積り額		3,899		3,771			3,906			3,928			4,099		
累計保険金		3,721		3,583			3,438			3,120			1,917		
支払備金		178		188			467			807			2,181		

●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	83		34			1,019			26			199		
	1年後	128	1.539	44	42	1.244	8	1,054	1.035	35	45	1.695	18		
	2年後	131	1.025	3	39	0.943	△2	1,038	0.984	△16					
	3年後	130	0.993	△0	41	1.032	1								
	4年後	104	0.801	△26											
最終損害見積り額		104		41			1,038			45			199		
累計保険金		102		39			144			31			46		
支払備金		1		2			893			13			153		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

21. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成27年度	5,744	2,320	3,792	△368
平成26年度	6,024	2,526	2,849	648
平成25年度	5,078	2,480	2,711	△112
平成24年度	5,455	2,592	2,889	△27
平成23年度	5,313	2,554	3,133	△374

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

22. 責任準備金の残高の内訳

【平成 27 年度末】

(単位 : 百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	1,202	800	34	34	0	2,072
海上	海上	33	27	—	—	—	61
傷害	傷害	3,397	5,698	—	26	—	9,122
自動車	自動車	0	1,282	—	—	—	1,283
自動車損害賠償責任		712	—	—	—	—	712
その他		741	1,214	—	—	—	1,956
合計		6,089	9,023	34	61	0	15,208

【平成 26 年度末】

(単位 : 百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	1,245	774	34	32	0	2,086
海上	海上	26	24	—	—	—	51
傷害	傷害	3,266	5,314	—	27	—	8,608
自動車	自動車	1	1,282	—	—	—	1,284
自動車損害賠償責任		765	—	—	—	—	765
その他		751	1,134	—	—	—	1,885
合計		6,056	8,530	34	59	0	14,682

【平成 25 年度末】

(単位 : 百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	1,246	710	34	30	0	2,021
海上	海上	23	23	—	—	—	47
傷害	傷害	3,431	4,942	—	26	—	8,400
自動車	自動車	1	1,282	—	—	—	1,284
自動車損害賠償責任		796	—	—	—	—	796
その他		851	1,064	—	—	—	1,915
合計		6,350	8,024	34	57	0	14,465

23. 責任準備金積立水準

区分		平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率 = (実際に積立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

24. 長期性資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
長期性資産		30	32	35

(注) 長期性資産の金額は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しております。

25. 引当金明細表

【平成 27 年度】

(単位：百万円)

区分	平成26年度末 残高	平成27年度 増加額	平成27年度減少額		平成27年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	0	-	-	0
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	108	129	108	-	129
価格変動準備金	108	13	8	-	113
合計	217	142	117	-	242

【平成 26 年度】

(単位：百万円)

区分	平成25年度末 残高	平成26年度 増加額	平成26年度減少額		平成26年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	0	-	0	0
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	104	108	104	-	108
価格変動準備金	97	10	-	-	108
合計	201	119	104	-	217

【平成 25 年度】

(単位：百万円)

区分	平成24年度末 残高	平成25年度 増加額	平成25年度減少額		平成25年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	-	0	-
	個別貸倒引当金	0	-	-	0
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	110	104	110	-	104
価格変動準備金	86	10	-	-	97
合計	197	114	110	0	201

26. 貸付金償却の額

該当事項はありません。

27. 資本金等明細表

【平成 27 年度】

(単位：百万円)

区分		平成26年度末 残高	平成27年度 増加額	平成27年度 減少額	平成27年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,339	183	—	2,523
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,339	183	—	2,523

【平成 26 年度】

(単位：百万円)

区分		平成25年度末 残高	平成26年度 増加額	平成26年度 減少額	平成26年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,188	151	—	2,339
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,188	151	—	2,339

【平成 25 年度】

(単位：百万円)

区分		平成24年度末 残高	平成25年度 増加額	平成25年度 減少額	平成25年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,106	81	—	2,188
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,106	81	—	2,188

3 損益の明細

1. 売買目的有価証券運用損益

該当事項はありません。

2. 有価証券売却益

(単位：百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国債等	0	—	—
株式	—	—	—
外國証券	—	—	—
合計	0	—	—

3. 有価証券売却損

(単位：百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国債等	—	—	8
株式	—	—	—
外國証券	—	—	—
合計	—	—	8

4. 有価証券評価損

該当事項はありません。

5. 固定資産の処分損益

(単位：百万円)

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産 (土地)	— (-)	0 (-)	— (-)	0 (-)	— (-)	0 (-)
(建物)	— (-)	— (-)	— (-)	(0) (-)	— (-)	(-) (-)
(リース資産)	— (-)	— (-)	— (-)	(-) (0)	— (-)	(-) (-)
(その他の有形固定資産)	— (-)	— (0)	— (-)	(0) (-)	— (-)	(0) (-)
無形固定資産	—	1	—	—	—	1
合計	—	1	—	0	—	1

6. 事業費の内訳

(単位：百万円)

区分	年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 件 費		1,987	2,053	2,119
物 件 費		2,673	2,853	2,822
税 金		144	151	158
拠 出 金		0	△0	△0
負 担 金		—	—	—
計		4,805	5,058	5,101
(損害調査費)		(669)	(767)	(803)
(営業費及び一般管理費)		(4,136)	(4,290)	(4,297)
諸手数料及び集金費		2,819	2,890	3,066
事 業 費 合 計		7,625	7,948	8,168

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計であります。

7. 減価償却費明細表

【平成 27 年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	平成27年度 償却額	償却累計額	平成27年度末 残高	償却累計率
建 物	2,808	62	1,883	925	67.0
(営 業 用)	(1,989)	(44)	(1,333)	(655)	(67.0)
(賃 貸 用)	(819)	(18)	(549)	(270)	(67.0)
その他の有形固定資産	188	24	129	59	68.6
合 計	2,997	87	2,012	984	67.1

【平成 26 年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	平成26年度 償却額	償却累計額	平成26年度末 残高	償却累計率
建 物	2,753	60	1,820	933	66.1
(営 業 用)	(1,950)	(43)	(1,289)	(660)	(66.1)
(賃 貸 用)	(803)	(17)	(531)	(272)	(66.1)
その他の有形固定資産	195	27	143	51	73.5
合 計	2,949	87	1,964	985	66.6

【平成 25 年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	平成25年度 償却額	償却累計額	平成25年度末 残高	償却累計率
建 物	2,734	64	1,759	974	64.4
(営 業 用)	(1,936)	(45)	(1,246)	(690)	(64.4)
(賃 貸 用)	(797)	(18)	(513)	(284)	(64.4)
その他の有形固定資産	200	16	125	75	62.3
合 計	2,935	80	1,885	1,050	64.2

4 時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		平成25年度 (平成26年3月31日現在)			平成26年度 (平成27年3月31日現在)			平成27年度 (平成28年3月31日現在)		
		貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	公 社 債	14,788	15,664	875	15,006	16,278	1,272	18,080	20,173	2,092
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		14,788	15,664	875	15,006	16,278	1,272	18,080	20,173	2,092
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	公 社 債	—	—	—	1,864	1,848	△16	621	618	△3
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		—	—	—	1,864	1,848	△16	621	618	△3
合 計		14,788	15,664	875	16,871	18,127	1,256	18,702	20,791	2,089

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

		平成25年度 (平成26年3月31日現在)			平成26年度 (平成27年3月31日現在)			平成27年度 (平成28年3月31日現在)		
		貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	53,346	52,346	1,000	52,745	51,636	1,108	48,379	46,886	1,492
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	そ の 他	—	—	—	—	—	—	1,016	1,000	16
	小 計	53,346	52,346	1,000	52,745	51,636	1,108	49,395	47,886	1,508
	公 社 債	1,831	1,833	△2	1,479	1,482	△3	550	550	△0
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	2,822	3,000	△177
小 計		1,831	1,833	△2	1,479	1,482	△3	3,372	3,550	△177
合 計		55,177	54,179	998	54,225	53,119	1,105	52,768	51,436	1,331

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれておりません。

(4) 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)			平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)			平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	150	0	—	—	—	—	1,400	—	8
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	150	0	—	—	—	—	1,400	—	8

(5) 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

2. 金銭の信託

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当事項はありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5. 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引（7に掲げるものを除く）

該当事項はありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

該当事項はありません。

5 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書

当社は、財務諸表の記載事項が適正であること、財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを代表者(代表取締役社長)が確認しています。

確認書

平成28年6月27日

明治安田損害保険株式会社
代表取締役社長 遠藤 宏歳 (印)

1. 私は、当社の平成27年4月1日から平成28年3月31までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。
 - (2) 内部監査部門が所管部署における内部管理体制について検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3) 重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。
3. なお、当社は内部統制委員会を開催し、財務諸表等が適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

会社概要

1 会社の沿革

年月		旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
平成 8年	8月	安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立（資本金220億円） 損害保険業免許取得	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立（資本金300億円） 損害保険業免許取得
	10月	営業開始 労働災害総合保険を発売	営業開始 会社役員賠償責任保険（D&O保険）を発売
	1月	傷害保険、団体長期障害所得補償保険を発売	
平成 9年	2月		傷害保険を発売
	4月		団体長期障害所得補償保険を発売
平成12年	4月		オーストラリアの大手損害保険グループQBE社と日本国内における取引信用保険の販売に関する業務協力協定を締結
	7月		取引信用保険を発売
平成13年	5月	安田生命への募集代理を開始	
	7月		明治生命への募集代理を開始
平成14年	1月	団体医療保険を発売	
平成16年	2月	明治損害保険と「合併覚書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併覚書」に調印
	11月	明治損害保険と「合併契約書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併契約書」に調印
	12月	臨時株主総会で「合併契約書」を承認	臨時株主総会で「合併契約書」を承認
年月		明治安田損害保険株式会社	
平成17年	4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社が合併し、明治安田損害保険株式会社誕生	
平成18年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を充実	
	5月	会社法施行に伴い、「内部統制システムの基本方針」を制定	
	10月	苦情等受付状況をホームページへ開示	
平成19年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い、「意向確認書面」を導入 保険金支払審査会ならびに保険金支払に関する不服申立制度を開設	
	6月	「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例等をホームページへ開示	
平成20年	4月	第2次中期経営計画をスタート	
平成22年	1月	保険法改正に伴う火災保険・地震保険の改定	
	4月	保険法改正に伴う傷害保険・新種保険等の改定	
平成23年	4月	第3次中期経営計画をスタート 輸出取引信用保険を発売	
	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定（暴力団排除条項の導入）	
平成26年	1月	「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定	
	4月	第4次中期経営計画をスタート	
	6月	保険金支払ワークフローシステム稼働	
平成27年	4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社との合併10周年	
平成28年	5月	保険業法改正に伴い、「意向確認書面」の内容を改訂	

2 | 主要な業務

当社は、損害保険業として、損害保険の引受およびその再保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行なっています。

【業務の代理・事務の代行】

当社は、保険業法に基づき、明治安田生命保険相互会社へ損害保険業に係る業務の代理・事務の代行を委託しています。

<業務の代理・事務の代行に関する主なもの>

○業務の代理

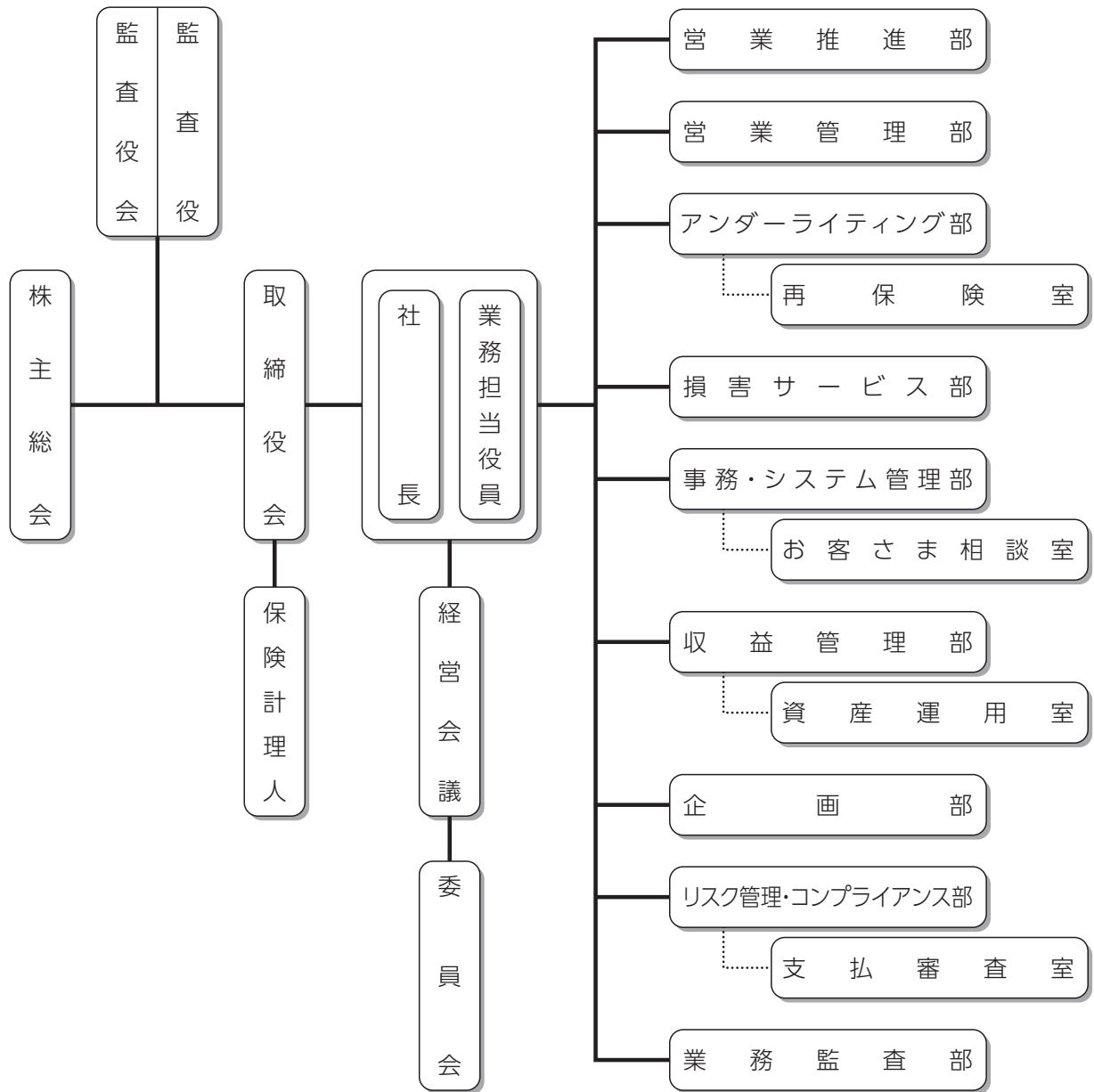
- ・保険契約の締結の代理(媒介を含む)

○事務の代行

- ・保険の引受その他の業務に係る書類等の作成および授受等
- ・保険料の収納事務および保険金等の支払事務
- ・保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
- ・保険募集を行なう者の教育および管理

3 経営の組織

<組織図 (平成28年6月27日現在)>



会
社
概
要

<本社所在地>

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目11番地1

電話番号 03-3257-3111 (代表)

フリーダイヤル 0120-255-400 (お客さま相談室)

※なお、以下の所在地に営業推進部総合福祉西日本営業推進グループおよび損害サービス部大阪損害サービスグループを設置しています。

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番地15 明治安田生命堺筋本町ビル10階
電話番号 06-6265-1101 (営業推進部総合福祉西日本営業推進グループ)
06-6265-1700 (損害サービス部大阪損害サービスグループ)

4 株主・株式の状況

当社の発行する株式はすべて普通株式であり、平成28年3月31日現在、発行可能株式総数は160万株、発行済株式総数は40万株、資本金は520億円です。なお、当社の株式は上場されていません。

1. 基本事項

(1) 定時株主総会開催時期

毎年4月1日から4ヶ月以内に開催します。

(2) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 基準日

定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿記載の株主とします。

(4) 公告掲載新聞

東京都において発行する日本経済新聞
ただし、当社の決算公告は、上記による公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社ホームページの以下のアドレスに掲載しています。

<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

2. 株主総会議案等

(1) 臨時株主総会

臨時株主総会が平成28年3月24日(木)に開催されました。
決議事項は以下のとおりです。

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり平成28年4月1日付で、鈴木 宏昌氏、小西 健一氏、佐藤 元彦氏、長尾 浩一氏、中村 篤志氏の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第2号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に田口 寛氏が

選任され、就任いたしました。

(2) 定時株主総会

第20回定時株主総会が平成28年6月27日(月)に開催されました。

報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

第20期[平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)]事業報告及び計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり期末配当金を1株につき1,969円28銭とすることにつき、承認可決されました。

第2号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり平成28年6月27日付で、楠原 利和氏、山内 宏光氏の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

3. 株式分布状況および大株主

当社の株主は、明治安田生命保険相互会社の1社のみです。

株主名称	明治安田生命保険相互会社
住所	千代田区丸の内二丁目1番1号
所有株式数	400千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	100%

4. 配当政策

当社は、損害保険会社の社会的使命として、地震その他の異常災害に備え担保力増強のための内部留保の充実に努めつつ、企業価値の向上を企図し、株主に対して可能な限り安定的な配当の実現を目指すことを基本方針としています。以上の基本方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり1,969円28銭としました。

5. 資本金の推移

(1) 明治安田損害保険株式会社

年月日	平成17年4月1日
資本金	520億円
摘要	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社との合併

(注) 平成17年4月1日に安田ライフ損害保険株式会社(資本金220億円)と明治損害保険株式会社(資本金300億円)との合併により資本金が520億円となり、その後、平成28年3月31日までの間、資本金の変動はありません。

(2) 旧安田ライフ損害保険株式会社

年月日	平成8年8月8日
資本金	220億円
摘要	—

(3) 旧明治損害保険株式会社

年月日	平成8年8月8日
資本金	300億円
摘要	—

6. 最近の新株および社債の発行

当社は平成8年8月8日に設立後、平成28年3月31日まで、新株および社債を発行していません。

5 役員の状況

(平成28年6月27日現在)

役名	氏名(生年月日)	略歴		担当
取締役社長 (代表取締役)	遠藤 宏歳 (昭和29年5月18日)	昭和53年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 千葉支社長、赤坂支社長、純増推進部長 兼 純増推進課長、純増推進部長、西日本本部副 本部長 兼 福岡支社長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社福岡支社長、営業 企画部長、執行役員業務部長、執行役業務部 長、常務執行役代理店営業部門長、専務執行 役代理店営業部門長を経て 平成26年 明治安田損害保険株式会社取締役社長 現在に至る		
取締役副社長 (代表取締役)	鈴木 宏昌 (昭和32年2月12日)	昭和54年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 大分支社長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社横浜支社長、人事 部長、執行役人事部長、執行役名古屋本部長、 常務執行役を経て 平成27年 明治安田システム・テクノロジー株式会社取 締役副社長 兼 MBS事業部門長 平成28年 明治安田損害保険株式会社取締役副社長 現在に至る		リスク管理・コンプライアンス部 業務監査部
専務取締役	初田 忠雄 (昭和31年5月18日)	昭和56年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成19年 明治安田生命保険相互会社法人サービス部長、 公法人第二部長、理事法人営業部門総合福祉 統括担当を経て 平成27年 明治安田損害保険株式会社専務取締役 現在に至る		アンダーライティング部 損害サービス部
常務取締役	塩澤 和信 (昭和31年6月22日)	昭和54年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成13年 (現)明治安田損害保険株式会社総務部長、人 事総務部長を経て 平成17年 明治安田損害保険株式会社市場開発部長 平成18年 明治安田生命保険相互会社経営管理推進準備 室長、経営管理推進室長、監査委員会事務局 上席調査役、監査委員会事務局長を経て 平成24年 明治安田損害保険株式会社取締役企画部長 平成25年 常務取締役 現在に至る		事務・システム管理部 企画部*
常務取締役	曰高 龍太郎 (昭和32年3月18日)	昭和55年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成18年 明治安田生命保険相互会社北海道公法人部長、 近畿公法人部長を経て 平成24年 明治安田損害保険株式会社営業管理部長 兼 営業管理グループマネジャー 平成25年 取締役営業推進部長 平成28年 常務取締役 現在に至る		営業推進部 営業管理部*
常務取締役	国弘 昭彦 (昭和32年11月2日)	昭和55年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成17年 明治安田生命保険相互会社業務部審議役、法 人営業企画部長、総合法人第三部長、団体年 金サービス部長を経て 平成25年 明治安田損害保険株式会社企画部長 平成26年 取締役企画部長 平成28年 常務取締役 現在に至る		収益管理部 企画部
取締役	小西 健一 (昭和34年12月10日)	昭和58年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成21年 明治安田生命保険相互会社総合法人第二部長、 九州・沖縄公法人部長を経て 平成27年 明治安田損害保険株式会社営業管理部長 平成28年 取締役営業管理部長 現在に至る		営業管理部

役名	氏名(生年月日)	略歴		担当
取締役	佐藤元彦 (昭和39年4月2日)	昭和63年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成26年 明治安田生命保険相互会社特別勘定運用部長を経て 平成28年 運用企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る		
取締役	長尾浩一 (昭和39年2月27日)	昭和62年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成25年 明治安田生命保険相互会社証券運用部長を経て 平成28年 執行役員法人営業企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る		
取締役	中村篤志 (昭和39年3月12日)	昭和62年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成22年 明治安田生命保険相互会社高松支社長、四国東支社長、営業企画部長を経て 平成28年 執行役員企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る		
取締役	竹島秀人 (昭和41年7月9日)	平成元年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成22年 明治安田生命保険相互会社業務部損害保険推進グループマネジャー、関連事業部審議役を経て 平成27年 関連事業部部次長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る		
常任監査役	堀俊之 (昭和34年8月31日)	昭和58年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成17年 明治安田生命保険相互会社運用企画部長を経て 平成20年 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社取締役 兼 執行役員 平成21年 MDAMアセットマネジメント株式会社取締役 兼 執行役員 兼 営業部長 平成22年 明治安田アセットマネジメント株式会社執行役員、執行役員 兼 コンプライアンス・オフィサー、取締役常務執行役員を経て 平成25年 明治安田損害保険株式会社取締役業務監査部長 平成26年 常任監査役 現在に至る		
監査役	田口寛 (昭和39年5月3日)	昭和62年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成24年 明治安田生命保険相互会社法務部長を経て 平成28年 監査委員会事務局長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る		
監査役	楠原利和 (昭和25年8月28日)	昭和55年 監査法人朝日会計社入社 (現 有限責任あずさ監査法人) 昭和60年 公認会計士登録 平成8年 朝日監査法人社員(現 有限責任あずさ監査法人)、あずさ監査法人代表社員(現 有限責任あずさ監査法人)を経て 平成22年 有限責任あずさ監査法人パートナー 平成25年 同監査法人退社 平成27年 楠原利和公認会計士事務所開設 現在に至る 平成28年 三益半導体工業株式会社監査役 現在に至る DBJプライベートリート投資法人監督役員 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)	
監査役	山内宏光 (昭和46年5月3日)	平成13年 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 平成20年 成和明哲法律事務所入所 平成21年 同所パートナー 現在に至る 平成28年 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)	

(注1) 合併前の明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社は、(現)明治安田生命保険相互会社と表記しています。(平成16年1月合併)
合併前の安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社は、(現)明治安田損害保険株式会社と表記しています。(平成17年4月合併)

(注2) ※の部の分掌業務にかかる個別案件の決裁権限は有しません。

6 | 会計監査人の状況

氏名又は名称
有限責任 あづさ監査法人
指定有限責任社員 徳田省三
指定有限責任社員 壁谷惠嗣
指定有限責任社員 萩輪康喜

7 | 従業員の状況

1. 従業員の状況および平均給与

(平成28年3月31日現在)

従業員数	184名
平均年齢	49.1歳
平均勤続年数	5.7年
平均年間給与	7,824,156円

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社からの出向者を除き、社外からの出向者を含む。)であり、使用人兼務取締役および休職者は含んでいません。
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

2. 研修制度

企業ビジョンに掲げる「働く者すべてが高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる会社」をふまえ、行動規範に掲げる「自己の成長と発展」に資する総合的な人財育成策として、当社における能力・キャリア開発支援を「人財開発プログラム」として体系化しています。また、保険金支払部門においては、査定担当者の育成を図るため、研修計画に基づき、外部講師や専門家(医師・弁護士等)を招いた研修を行なっています。

8 | 設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業における業務維持等を目的として実施し、当期中の投資総額は87百万円です。

9 | 保険会社およびその子会社等の概況

当社は現在、子会社等を有していません。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合は、その差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突然に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故等が挙げられます。

共同保険契約

リスク分散その他の事情から、1つの損害保険契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態をいいます。

クーリング・オフ制度

「保険契約の取り消し請求権」のことです。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日またはクーリング・オフの説明書(重要事項説明書)を受け取った日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、保険契約申込みの撤回または保険契約の解除を行なうことができます。ただし、契約によっては、クーリング・オフの対象外となっているものもあります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)で積立保険料部分の運用利回りが予定期率を超えたときに、満期返戻(へんれい)金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約を消滅させることをいいます。

契約の更改

既に保険契約を締結している保険の対象について、保険期間の終了に際して、引き続き新しい保険契約を締結し直すことをいいます。

契約の失効

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故(戦争や暴動等)によって保険をつけていたものが滅失した場合は、契約は失効します。

告知義務

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が解除されたり、事故があっても保険金が支払われないことがあります。

ご契約のしおり

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解したうえで契約手続きを行なえるよう、契約時に配付するために作成した小冊子のことです。ご契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等を記載しています。

さ行

再取得価額

保険の対象である物と同等の物を再取得するために必要な金額(火災保険でいうと、現在住んでいる建物、または所有の家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するために必要な金額のことです)。

再保険

保険会社が危険の分散を図るために、自社が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。再保険に出すことを出再、再保険を引き受けることを受再といいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に引き受けてもらうときに支払う保険料(出再保険料)のことをいいます。引き受けた保険会社からは受再保険料と呼ばれています。

時価

再取得価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

地震保険料控除制度

地震保険に加入している場合の保険料が一定額を限度として所得税法上および地方税法上の課税所得から控除される制度をいいます。

質権設定

火災保険等で、保険契約をした物件が災害にあったときの保険金請求権を被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。責任準備金とともに保険契約準備金を構成しています。

重要事項説明書

保険契約の内容を理解していただくことを目的とし、特に重要な事項について記載した書面です。重要事項説明書には、保険商品の内容を理解するために必要な情報『契約概要』と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』を記載しています。

主契約と特約

保険契約の基本となる部分を主契約といいます。特約は、補償内容をさらに充実させるためや保険料を分割払いにするなど、希望にあった契約内容にする目的で主契約にセットするものです。

正味収入保険料

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保険料をいいます。

責任準備金

将来おこりうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金のことをいい、以下のものがあります。

- ①普通責任準備金(決算後に残された、次年度以降の保険期間の債務に備えて積み立てるもの)
- ②異常危険準備金(異常災害損失に備えて積み立てるもの)
- ③危険準備金(保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てるもの)
- ④払戻積立金、契約者配当準備金(積立保険において、満期返戻(へんれい)金、契約者配当金として返戻(へんれい)すべき保険料中の払戻部分、およびその運用益を積み立てるもの)

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用が再取得価額または時価額を超えるような場合のことです。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害保険契約者保護機構

保険業法に基づいて設立された法人です。経営破綻した損害保険会社の保険契約者等を保護し、これにより損害保険事業に対する信頼を維持することを目的としています。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ(<http://www.sonpohogo.or.jp/>)をご覧ください。

損害保険大学課程

「損害保険募集人一般試験」に合格した損害保険募集人が、損害保険募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指す仕組みとして損害保険業界として共通の内容で行なわれる代理店試験制度です。

この試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、専門コースの認定を取得した募集人が実践的な知識・業務スキルをさらに修得するための「コンサルティングコース」があります。試験に合格し、所定の認定要件を充たす募集人は、認定申請により、専門コースの合格者は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの合格者は「損害保険トータルプランナー」として認定されます。

損害保険募集人一般試験

損害保険募集人が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明が行なえるよう、損害保険業界として共通の内容で行なわれる代理店試験制度です。

この試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の基礎や募集コンプライアンスの知識などを検証する「基礎単位」と、消費者向けの主要な商品の知識などを検証する「商品単位」(自動車保険、火災保険、傷害疾病保険各単位)により構成されます。

一般社団法人日本損害保険協会の会員各社(当社を含む)は業界自主ルールとして、その試験の合格を保険募集のための要件としています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができます参考データ等の算出を行なっています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。損害保険に関する一般的な相談やトラブルが起きた際に苦情解決手続きと紛争解決手続きを行なっています。苦情解決手続きでは、お客さまに助言をしたり、損害保険会社に通知し対応を求めます。紛争解決手続きでは、苦情解決手続きで解決しない場合、中立・公正な立場の紛争解決委員が和解案を提示し解決に導きます。

た行

第三分野

損害保険にも生命保険にも属さない、人のケガ(傷害)や病気(疾病)、介護などに備える保険分野のことです。

大数の法則

サイコロを1回振った場合、1～6までのどの数ができるかは偶然ですが、100回、1,000回と振ると、それぞれの目ができる割合(確率)が6分の1に近づいていくことがわかります。このように、一見偶然と思われる現象も、たくさんのデータを観察することによって、その発生率に一定の法則を見いだすことができます。これを「大数の法則」といいます。

超過保険・一部保険

保険金額(契約金額)が保険の対象である物の実際の価額(保険価額)を超えることを超過保険といいます。これに対して、保険対象物の価額よりも、設定している保険金額が少ないことを一部保険といい、この場合には、損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再取得価額または時価(額)を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険契約の締結後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。例えば、火災保険では住居を店舗に改造したりした場合などに通知義務が発生します。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

積立保険

火災保険等の主要な補償機能に加え、保険契約の満期時に一定の満期返戻(へんれい)金が支払われる貯蓄機能をあわせもった長期の保険のことです。

は行

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人であることもあります、別人であることもあります。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的としますから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のこと、で、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)などがあります。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

保険期間

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

保険業法

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む昭和14年制定(平成8年改正施行)の法律のことをいいます。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために定められています。

保険金

保険事故によって損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことです。

保険金額

保険契約において設定する契約金額のことをいい、保険契約者と保険会社との契約によって定まります。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。

保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則は、保険会社に特有の準備金を定めています。これには、支払備金および責任準備金があります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷等が該当します。

保険証券

保険契約成立後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成し保険契約者にお渡しする書面のことです。

保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい)金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、なお、その他収支は自賠責保険に係る法人税相当額等です。

保険法

契約当事者間における契約ルールについて定めたもので、平成22年4月1日に施行された「平成20年法律第56号」のことをいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載しています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特約とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

お支払いいただく保険料の保険金額に対する割合のことをいいます。

ま行

満期返戻(へんれい)金

積立保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から支払われる金銭のことをいいます。その金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなります。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故等が免責事由にあたります。

免責金額

自己負担額のことです。一定金額以下の小さな損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

免責条項

損害が生じても保険金が支払われない場合(免責)について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しをつけています。

元受(もとうけ)保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対する元の保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

あ

- 沿革 85
お客さまサービス 30

か

- 会計監査人 92
会社の特色 1
株主資本等変動計算書 68
株主 88
株主総会 88
企業ビジョン 1
キャッシュ・フロー計算書 67
クーリング・オフ 38
経営方針 1
経常利益 4, 8
減価償却費 81
行動規範 1
行動憲章 15
顧客保護等管理方針 17
個人情報の保護に関する基本方針
(プライバシーポリシー) 22
コーポレート・ガバナンス体制 13
コンバインド・レシオ
(正味損害率、正味事業費率の合算率) 49
コンプライアンス推進体制 14

さ

- 再保険 27, 36
債務者区分に基づいて区分された債権の状況 5, 74
資本金 8, 79, 89
純資産額 4, 8
事業費 81
資産運用の概況 52
資産運用利回り 53, 54, 55
支払備金 75, 76
従業員の状況 92
商品の一覧 41
正味事業費率 4, 49
正味支払保険金 4, 48
正味収入保険料 4, 8, 46
正味損害率 4, 49
責任準備金 8, 29, 75, 77
総資産額 4, 8
組織図 87
その他有価証券評価差額 4
ソルベンシー・マージン比率 4, 8, 56
損益計算書 63, 66
損害保険代理店制度 44
そんぽADRセンター 32

た

- 貸借対照表 58, 65
代表者確認書 84
代理店の役割 44
中期経営計画 1
当期純利益 4, 8

な

- 内部統制システムの基本方針 9

は

- 配当性向 8, 69
反社会的勢力への対応に関する基本方針 20
販売・サービス方針(勧誘方針) 16
引当金 78
1株当たり配当額 69
1株当たり純資産額 69
1株当たり当期純利益金額 69
(従業員)一人当たり総資産 69
(従業員)一人当たり保険料 46
不良債権 5
保険金のお支払い 39
保険契約に関する業務における基本方針 18
保険引受利益 4, 51

ま

- 元受正味保険金 48
元受正味保険料 46

や

- 約款 36
有価証券の含み損益(時価情報) 82

ら

- 利益相反管理方針 21
リスク管理債権 5, 73
リスク管理体制 26
リスクソリューション® 42, 44

明治安田損害保険の現状2016

—2016年7月発行—

「明治安田損害保険の現状」は、保険業法第111条に基づいて作成したディスカロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。また、本誌は保険募集を目的としたものではありません。保険商品の詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

発行 明治安田損害保険株式会社 企画部
〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目11番地1

なお、お電話によるご照会は下記までお願いいたします。

〈お電話による相談窓口〉

お客さま相談室

■ 0120-255-400
(平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります。

※携帯電話・P H S からもご利用いただけます。



MEIJI YASUDA GENERAL INSURANCE CO.,LTD.

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® 0007914